

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		サテライトオフィス整備に係る軽減措置の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税1)、法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)
		② 上記以外の税目	固定資産税:外
3	要望区分等の別		【新設】拡充・延長】 【単独】 主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象 <p>総務大臣の計画認定を受けて一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備を行う企業が、サテライトオフィスの整備に際して取得した設備に関し、法人税制の特例措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>○ 対象者 : 総務大臣の計画認定を受けてサテライトオフィスの整備を行う法人</p> <p>○ 対象設備 : 計画に従って東京都特別区及び大阪市を除く地域において取得した専ら他人の用に供するサテライトオフィス整備に係る以下の設備</p> <p>LAN 設備(ルータ、スイッチ、Wi-Fi ルータ、ファイアウォール、VPN 装置、ネットワーク監視装置、回線設備)、サーバ、セキュリティカメラ設備、複合機、電気設備、附帯設備</p> <p>○ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税:取得価額の30%の特別償却又は5%の税額控除。 ・固定資産税:取得後3年度分、課税標準を2分の1とする。 <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
5	担当部局		総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:令和3~4年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		2年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新たな生活様式の普及・定着が求められる中、地方における就労の維持、事業継続性の確保等に資するサテライトオフィスの整備を促進・加速化するため、セキュリティレベルの高いサテライトオフィスを整備し、テレワークを安心して行うことができる「場」を利用者に提供する者に対する税制支援を行う。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>＜経済財政運営と改革の基本方針 2020(令和2年7月 17 日閣議決定)＞</p> <p>地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の起業、地方での兼業・副業支援を強化する。</p> <p>＜世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(令和2年7月 17 日閣議決定)＞</p> <p>テレワーク導入に係る地域内での相互連携を促進するとともに、サテライトオフィスなどの BCP 対策に資するテレワーク環境整備を推進する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>V. 情報通信(ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点(令和3年度当初)から2年間で 25%増を上回る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。</p> <p>事業者ヒアリングを通じて、サテライトオフィスの償却資産に係る税負担を訴える声があった。一方、一定の人口規模を擁する東京都特別区及び政令指定都市の中で昼夜間人口比率が高い東京都特別区及び大阪市は更なる過密の助長を避ける必要がある。</p> <p>以上を踏まえ、東京都特別区及び大阪市を除く地域におけるサテライトオフィス整備に対し税制措置によって税負担を軽減することにより、サテライトオフィス整備の増加率を特例適用開始時点(令和3年度)から特例適用期間(2年間)引き上げる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>＜適用見込み数＞</p> <p>令和3年度 273 件</p> <p>令和4年度 205 件</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて適用見込数を試算しているため、法人税の特別償却適用見込み数は0件。</p> <p>※別紙参照</p>
		② 適用額	<p>＜適用見込み額＞</p> <p>令和3年度 16,470 百万円</p> <p>令和4年度 12,367 百万円</p> <p>※別紙参照</p>
		③ 減収額	<p>＜減収見込み額＞</p> <p>【法人税】</p> <p>令和3年度 824 百万円</p> <p>令和4年度 618 百万円</p> <p>※ 法人税の特別償却及び税額控除は選択制であるところ、全社が税額控除を選択するものと考えて減収額を計算</p> <p>【法人住民税】</p>

			<p>令和3年度 57 百万円 令和4年度 43 百万円 【法人事業税】 令和3年度 0 百万円 令和4年度 0 百万円 【固定資産税】 令和3年度 0 百万円 令和4年度 105 百万円 令和5年度 165 百万円 令和6年度 136 百万円 令和7年度 54 百万円 ※別紙参照</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 地方においても、テレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、就労の維持や事業継続性の確保等を実現。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>新たな生活様式の普及・定着が求められる中、税制特例によるサテライトオフィス整備の促進を図ることにより、地方における就労の維持や事業継続性の確保等を短期間で集中的に進める必要があることから、税収減を是認する理由があると考えられる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>従来、テレワークの推進に当たっては、テレワークを実施する企業等に対して、予算措置(働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)等)や国税支援措置(中小企業経営強化税制等)が講じられてきているが、テレワークのさらなる普及促進に当たっては、サテライトオフィス整備事業者への支援措置を講ずることが必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>生産性向上特別措置法に基づく税制支援は生産性の向上に資するもの(サテライトオフィスの更新等)であり、本税制の対象とする設備(新たにサテライトオフィスを整備しサービスを提供するためのもの)は該当しない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方におけるテレワーク等の活用のためのサテライトオフィスの整備を促進・加速化させることで、新たな生活様式の普及・定着を推進し、地方における就労の維持や事業継続性の確保等を実現することができることから、法人税に加えて、固定資産税についても税制特例措置を適用することが適当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

サテライトオフィス整備に係る軽減措置による
減収額及び税制特別措置等の直接的効果について

1. サテライトオフィス整備に係る軽減措置による減収額

(ア) 法人税

- ①設置箇所数：令和3年度 273箇所
令和4年度 205箇所

※設置箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照。

②税制特別措置対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
16,470	12,367

※過去の補助事業実績及び事業者ヒアリングにより1箇所あたりの投資見込額を約6,030万円と算出し、設置箇所数を乗じた。

③1箇所あたりの税制特別措置対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
60	60

※②÷③で各年度の投資額を算出

④法人税に係る適用数を踏まえた減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
824	618

※ [該当年度の適用見込み数] × [該当年度の1社あたりの適用額] × [税額控除5%]

(イ) 法人住民税

①法人税に係る適用数を踏まえた減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
824	618

②法人住民税の減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
57	43

※ [該当年度の法人税減収額] × [法人住民税率7%] × [中小企業割合99.7%]

※中小企業割合は中小企業庁の集計結果から引用。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2018/181130chukigyocnt.html

(ウ) 法人事業税

①適用数を踏まえた税制対象設備の投資額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
16,470	12,367

②法人事業税の減収額（単位：百万円）

令和3年度	令和4年度
0	0

※税額控除は対象法人の所得には影響を及ぼさない

(エ) 固定資産税

※百万円未満を四捨五入にて計算している影響から、減収見込額の合計額と一致しない場合がある

1. LAN 設備（6年償却）

（ルータ、スイッチ、Wi-Fi ルータ、ファイアウォール、VPN 装置、ネットワーク監視装置、回線設備）

①1箇所あたりの投資見込額^{※1}：7.3（百万円）

②令和3年度整備箇所数^{※2}：273箇所

③令和4年度整備箇所数^{※2}：205箇所

④令和3年度投資見込額^{※3}：1,991.8（百万円）

⑤令和4年度投資見込額^{※4}：1,495.7（百万円）

⑥半年償却率：0.1595

⑦償却率：0.319

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=11.7（百万円）

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=16.8（百万円）

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=11.4（百万円）

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=4.1（百万円）

※1 事業者ヒアリングにより算出。6万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

2. サーバ（5年償却）

① 1箇所あたりの投資見込額^{※1} : 2.1（百万円）

② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273箇所

③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 573（百万円）

⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 431（百万円）

⑥ 半年償却率 : 0.1845

⑦ 償却率 : 0.369

⑧ 課税標準 : 0.5

⑨ 固定資産税率 : 1.4%

令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 3.3$ （百万円）

令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 4.5$ （百万円）

令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 2.9$ （百万円）

令和7年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.0$ （百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

3. セキュリティカメラ設備（6年償却）

① 1箇所あたりの投資見込額^{※1} : 0.7（百万円）

② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273箇所

③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 191（百万円）

⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 144（百万円）

⑥ 半年償却率 : 0.1595

⑦ 償却率 : 0.319

⑧ 課税標準 : 0.5

⑨ 固定資産税率 : 1.4%

令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.1$ （百万円）

令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.6$ （百万円）

令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.1$ （百万円）

令和7年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.4$ （百万円）

※1 過去の補助事業実績から算出

- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

4. 入退室管理システム（6年償却）

- ① 1 箇所あたりの投資見込額^{※1} : 0.6（百万円）
- ② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273 箇所
- ③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205 箇所
- ④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 164（百万円）
- ⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 123（百万円）
- ⑥ 半年償却率 : 0.1595
- ⑦ 償却率 : 0.319
- ⑧ 課税標準 : 0.5
- ⑨ 固定資産税率 : 1.4%
- 令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.0$ （百万円）
- 令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.4$ （百万円）
- 令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.9$ （百万円）
- 令和7年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.3$ （百万円）

- ※1 過去の補助事業実績から算出
- ※2 整備箇所数の考え方は別紙 11 頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照
- ※3 整備箇所 273 箇所の合計対象設備投資見込額
- ※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

5. 複合機（5年償却）

- ① 1 箇所あたりの投資見込額^{※1} : 1.1（百万円）
- ② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273 箇所
- ③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205 箇所
- ④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 300（百万円）
- ⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 226（百万円）
- ⑥ 半年償却率 : 0.1845
- ⑦ 償却率 : 0.369
- ⑧ 課税標準 : 0.5
- ⑨ 固定資産税率 : 1.4%
- 令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 1.7$ （百万円）
- 令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 2.4$ （百万円）
- 令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.9$ （百万円）

$$\times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 1.5 \text{ (百万円)}$$

$$\text{令和7年度減税額} : \text{①} \times \text{③} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 0.5 \text{ (百万円)}$$

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

6. テレビ会議システム（カメラ、大型ディスプレイ、スピーカーフォン等）（10年償却）

① 1箇所あたりの投資見込額^{※1} : 1.7 (百万円)

② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273箇所

③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 464 (百万円)

⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 349 (百万円)

⑥ 半年償却率 : 0.103

⑦ 償却率 : 0.206

⑧ 課税標準 : 0.5

⑨ 固定資産税率 : 1.4%

$$\text{令和4年度減税額} : \text{①} \times \text{②} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 2.9 \text{ (百万円)}$$

$$\text{令和5年度減税額} : \text{①} \times \text{③} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} + \text{①} \times \text{②} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 4.5 \text{ (百万円)}$$

$$\text{令和6年度減税額} : \text{①} \times \text{③} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} + \text{①} \times \text{②} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 3.6 \text{ (百万円)}$$

$$\text{令和7年度減税額} : \text{①} \times \text{③} \times (1-\text{⑥}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑦}) \times (1-\text{⑧}) \times \text{⑨} = 1.4 \text{ (百万円)}$$

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

7. 空調設備（オフィス用）（15年償却）

① 1箇所あたりの投資見込額^{※1} : 14.7 (百万円)

② 令和3年度整備箇所数^{※2} : 273箇所

③ 令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④ 令和3年度投資見込額^{※3} : 4,023 (百万円)

⑤ 令和4年度投資見込額^{※4} : 3,021 (百万円)

⑥ 半年償却率 : 0.071

⑦ 償却率 : 0.142

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=26.2(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=42.1(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=36.1(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=14.5(百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。12万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

8. 電気設備(空調設備以外)(15年償却)

①1箇所あたりの投資見込額^{※1}：8.4(百万円)

②令和3年度整備箇所数^{※2}：273箇所

③令和4年度整備箇所数^{※2}：205箇所

④令和3年度投資見込額^{※3}：2,287(百万円)

⑤令和4年度投資見込額^{※4}：1,717(百万円)

⑥半年償却率：0.071

⑦償却率：0.142

⑧課税標準：0.5

⑨固定資産税率：1.4%

令和4年度減税額：①×②×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨=14.9(百万円)

令和5年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=23.9(百万円)

令和6年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨+①×②×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=20.5(百万円)

令和7年度減税額：①×③×(1-⑥)×(1-⑦)×(1-⑦)×(1-⑧)×⑨=8.2(百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。7万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

9. 無停電電源装置(UPS)(6年償却)

①1箇所あたりの投資見込額^{※1}：0.2(百万円)

②令和3年度整備箇所数^{※2}：273箇所

③令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④令和3年度投資見込額^{※3} : 55(百万円)

⑤令和4年度投資見込額^{※4} : 41(百万円)

⑥半年償却率 : 0.1595

⑦償却率 : 0.319

⑧課税標準 : 0.5

⑨固定資産税率 : 1.4%

令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.3$ (百万円)

令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.5$ (百万円)

令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.3$ (百万円)

令和7年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 0.1$ (百万円)

※1 過去の補助事業実績から算出

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所205箇所の合計対象設備投資見込額

10. その他附帯設備(壁、床等(商業施設からの改装)) (15年償却)

①1箇所あたりの投資見込額^{※1} : 24(百万円)

②令和3年度整備箇所数^{※2} : 273箇所

③令和4年度整備箇所数^{※2} : 205箇所

④令和3年度投資見込額^{※3} : 6,421(百万円)

⑤令和4年度投資見込額^{※4} : 4,822(百万円)

⑥半年償却率 : 0.071

⑦償却率 : 0.142

⑧課税標準 : 0.5

⑨固定資産税率 : 1.4%

令和4年度減税額 : $① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 41.8$ (百万円)

令和5年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 67.2$ (百万円)

令和6年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ + ① \times ② \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 57.6$ (百万円)

令和7年度減税額 : $① \times ③ \times (1 - ⑥) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑦) \times (1 - ⑧) \times ⑨ = 23.1$ (百万円)

※1 事業者ヒアリングにより算出。20万円/坪、1箇所あたり120坪を想定

※2 整備箇所数の考え方は別紙11頁からの<設定根拠>の「本施策を講じることによって整備促進すべき拠点数」の導出プロセスを参照

※3 整備箇所273箇所の合計対象設備投資見込額

※4 整備箇所 205 箇所の合計対象設備投資見込額

以上より、各年度の減収額が以下の通り算出される。（単位：百万円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
105	165	136	54

2. 達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果

- ・サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（2021 年度当初）から2年間で25%増とする。

<設定根拠>

- ・国土交通省「テレワークセンター事例集」（平成29年3月）より、平成28年度の東京23区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数が示されている。

	東京23区	大阪市	その他	合計
平成28年度	624	147	1,133	1,904

- ・達成目標の設定に当たっては、以下のとおり、サテライトオフィスの需要予測と供給予測を行った。

1. 需要予測

- ・国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年）より、雇用者で感染症対策として在宅勤務をはじめて実施した者の雇用者全体に占める割合が5.2%（①）。これらの人々を新たなテレワーカーとしてとらえている。
- ・令和2年度から令和4年度の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合については、前年度割合+①+平成28年度～令和元年度の間の雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率（0.17%）（※1）と計算し、
令和2年度：2.1%
令和3年度：2.3%
令和4年度：2.5%
と算定。

※1 国土交通省「テレワーク人口実態調査」（令和2年3月）の平成28年度～令和元年度における雇用者によるサテライトオフィスの利用割合の平均伸び率を算出。

年度	雇用者によるサテライトオフィスの利用割合
H28	1.3%
H29	1.7%
H30	1.8%
R1	1.8%

$$((H29-H28)+(H30-H29)+(R1-H30))/3=0.17\%$$

・雇用者数（令和2年度以降は令和元年度の数値を適用）に雇用者によるサテライトオフィスの利用割合を乗じてサテライトオフィス利用者数を推計した。

平成28年度：74.9万人（②）

平成29年度：99.4万人（前年度からの増加率：33%（⑤））

平成30年度：107.2万人（前年度からの増加率：8%（⑥））

令和元年度：108.1万人（前年度からの増加率：1%（⑦））

令和2年度：123.7万人（前年度からの増加率：14%）

令和3年度：136.9万人（③）（前年度からの増加率：11%）

令和4年度：150.5万人（④）（前年度からの増加率：10%）

※総務省「労働力調査」によると、雇用者数は以下のとおり。

年度	雇用者(万人)
H28	5,764
H29	5,848
H30	5,955
R1	6,004

・サテライトオフィス利用者数増を踏まえた令和3年度及び令和4年度の必要なサテライトオフィス拠点数は、各年度のサテライトオフィス利用者数を1拠点当たり収容人数（394人。平成28年度のサテライトオフィス利用者数（②）を平成28年度の合計拠点数（1,904箇所）で割ることで算定）で割ることで算定した。

	合計
令和3年度（③／394）	3,479（⑧）
令和4年度（④／394）	3,824（⑨）

2. 供給予測

・冒頭の平成28年度の東京23区、大阪市及びその他のサテライトオフィス拠点数をベースに、施策を行わない場合のサテライトオフィス拠点数を算定した。具体的には、平成29年度～令和元年度は前年度拠点数にサテライトオフィス利用者数の増加率（⑤～⑦）を乗じて算定し、令和2年度以降は前年度拠点数にIDC Japan調査による増加率（10%）を乗じて算定した。

	東京23区	大阪市	その他	合計
平成28年度	624	147	1,133	1,904
平成29年度	828	195	1,503	2,526
平成30年度	893	210	1,621	2,724
令和元年度	900	212	1,634	2,746
令和2年度	990	233	1,797	3,021（⑩）
令和3年度	1,089	257	1,977	3,323

令和4年度	1,198	282	2,175	3,655
-------	-------	-----	-------	-------

3. 需要と供給の差

・ サテライトオフィス利用者増によって新たに整備しなければならないサテライトオフィス拠点数は以下のとおり。

	合計
令和3年度 (⑧-⑩)	458
令和4年度 (⑨-⑧)	345

・ 上記の数値は全国の拠点数であるため、東京 23 区及び大阪市を除く割合で乗じた値が本施策講じることによって整備促進すべき拠点数である。

	合計
令和3年度	<u>273</u>
令和4年度	<u>205</u>

・ 上記の拠点数が全て整備されることによって、特例適用開始時点（2021年度当初）から2年間でサテライトオフィスの拠点数が26.6% (⑨/⑩) の増となるため、達成目標である「サテライトオフィス設置箇所数を特例適用開始時点（令和3年度当初）から2年間で25%増を上回る」を達成する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	(所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別		【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・ 主管 ・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>法人又は個人が、令和3年3月31日までに過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える生産等設備を増設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置。</p> <p>○対象事業及び特別償却対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 <p>○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100</p> <p>《要望の内容》</p> <p>対象業種の拡充、取得価額要件の引下げ、割増償却への移行等の見直しを行った上で延長する。</p> <p>○見直し内容</p> <p>①対象業種に「情報サービス業等※」を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※「情報サービス業等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業 ・有線放送業 ・インターネット付随サービス業 ・次に掲げる業務(情報通信の技術を利用する方法により行う者に限るものとし、前記に掲げる事業に係るものを除く。)及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 <p>① 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務</p> <p>② 新商品の開発、販売計画の作成等に必要となる基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務</p> </div> <p>(租税特別措置法施行規則第二十条の十六第七項と同様)</p> <p>②対象設備(対象全業種)に「構築物」を追加し、旅館業の対象設備に「機械及び装置」を追加する。</p> <p>③取得価額要件の下限額を「500万円以上」に引き下げる。また、資本金規模に応じて取得価額要件の下限額を区分する。</p>

- ④「新增設以外の取得等」を対象に追加する。
- ⑤通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を以下のとおり見直す。

〔 割増償却(5年間)
 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32/100
 :建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100)
 ・上記償却方法等の見直しによる必要な経過措置を講じる。〕

- ⑥適用期間を 10 年延長する。

<その他>

市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては過疎市町村が作成する市町村計画(以下、「市町村過疎計画」という。)に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとする。

○対象業種ごとの見直し内容

1. 製造業・旅館業

(1)対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等
- ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2)取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限額以上である場合

資本金の規模	5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円以上
取得価額	500 万円	1,000 万円	2,000 万円

2. 農林水産物等販売業・情報サービス業等

(1)対象

- ①資本金 5,000 万円以下の事業者
:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等
- ②資本金 5,000 万円超の事業者
:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等

(2)取得価額の下限額

一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万円以上である場合

<その他>

- (1)税制特例の適用にあたって、立地目標等の市町村過疎計画への記載を要件化

過疎税制は事業者の投資促進による雇用の創出・確保を図る上で重要な特例措置であり、新たな過疎対策において、官民が一体となって産業振興策に取り組み、その効果を更に高める観点や、国

		<p>庫支出金や地方債等の他の特例措置との相乗効果を高める観点から、税制適用にあたっては市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することを要件とする(記載事項、作成手続きについては、過疎新法(仮称)における市町村過疎計画の記載事項等の見直しと一体的に検討する)。計画の記載事項については経過措置を検討する。</p> <p>(2) 過疎地域から除外することとなる地域における税制特例の適用 過疎新法(仮称)の制定により、過疎地域から外れる地域が生じる可能性がある。このような地域においても一定の期間、本特例措置を適用する。(過疎新法(仮称)における過疎地域の指定要件の見直し、財政措置に対する経過措置の検討と一体的に検討する。)</p> <p>《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27</p>
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和 12 年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和 45 年創設</p> <p>平成 2 年度: 旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成 12 年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成 17 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 19 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 21 年度: 適用期限の1年延長</p> <p>平成 22 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p> <p>平成 23 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度: 過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成 31 年度: 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間	10 年間(令和3年4月1日～13 年3月 31 日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という</p>

過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。

(2) 施策の必要性

過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図るためには、民間企業による設備投資を促進することが必要である。

対象業種については、過疎地域の地域資源を活用する業種として本制度で講じてきた「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」に加え、過疎地域において、若者に魅力ある職場の確保、Society5.0時代を見据えた地域産業の振興、ポストコロナ時代の新たな働き方への対応、過疎地域の条件不利性の解消などの観点から「情報サービス業等」を追加する必要がある。

適用要件については、現行制度においては取得価額「2,000万円超」の「新增設(雇用の増大をもたらすもの)」で、「建物・付属設備等、機械・装置等」を対象としてきたところであるが、過疎地域の雇用機会の創出・確保方策として課題があり、また事業者や地方公共団体からの要望も踏まえ、以下のとおり見直しが必要である。

第一に、地域資源を生かした内発的な設備投資や情報サービス業等の設備投資を促す必要があるが、過疎地域の立地企業は我が国全体と比較しても小規模な企業の割合が高く、これらの設備投資は少額であると見込まれることから、資本金の規模に応じ、取得価額要件を引き下げる必要がある。

第二に、我が国全体が人口減少下にある中、過疎地域の人口流出抑制のためには、企業活動を継続し、雇用の維持を図ることが重要であることから、適用要件に「新增設以外の取得等」を追加するとともに、雇用の「増大」に寄与することが見込まれる設備投資に限定している現行制度について、雇用の維持に寄与する設備投資についても措置の対象とする。

特別償却の方式については、これまでの特別償却制度は設備投資の初年度に大きな税制優遇効果をもたらすものであったが、過疎地域における企業活動の持続に重点をおいた税制見直しを行う一環として、5年間適用可能な割増償却制度への移行を行う必要がある。その際、償却率については、税制特例効果を拡大するため、少なくとも他の条件不利地域振興立法関係の償却率以上である必要がある。(なお、耐用年数40年を上回る場合の建物については、他の条件不利地域振興立法と同等の償却率の場合、税制特例効果が現行の特別償却制度を下回ることに留意が必要)

(3) 要望の措置の必要性

過疎地域における製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の設備投資を促進し、雇用機会の拡大を図るため、2,000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきた。

この措置については、実際に活用事業者の雇用数増等の成果を上げており、過疎地域における経済活動の実態を鑑みれば、一定の効果があつたと評価できる。

今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績も踏まえつつ、事業者や地方公共団体からの要望にも可能な限り応え、新たな過

疎対策の一環として、過疎地域に立地する事業者の設備投資をさらに拡大することで、地域産業の内発的発展等による地域経済の活性化及び雇用の創出・確保が見込まれ、人口流出の抑制及び人口流入の拡大に資するものと考えられる。

具体的に見込まれる効果については、以下のとおりである。

- ① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限額を2,000万円としているが、今年度過疎対策室において過疎地域に所在する事業者に行ったアンケート調査結果(別紙3)によれば、500万円～2,000万円以下の設備投資を行った事業者(14.3%)が、一定程度存在する。このため、取得価額の下限額を2,000万円から500万円に引き下げることで、500万円～2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。
- ② 中小企業者の投資実績を踏まえ、毎年度一定規模で建物や機械等の新增設以外の取得等に係る設備投資を対象に追加することで、計画的な設備投資を促進する効果及び雇用の維持、確保を図る効果が生じる。
- ③ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」ではポストコロナ時代を見据え、「社会全体のデジタル化を強力に推進し、Society5.0を実現する。」、「地方創生に向けてSociety5.0を全国で展開し」ていくとされている。情報サービス業等は、Society5.0の実現に向けた技術の活用が最も期待出来る分野であり、過疎地域においても需要が見込まれ、更なる雇用の創出効果が生じる。さらに、情報サービス業等は、特に若者にとって需要があると見込まれる業種であり、また地理的な条件の影響を受けにくいという点からも、情報サービス業等を対象業種とすることにより、一定数の雇用の維持及び確保を図ることが可能となる。
- ④ 償却の方法を特別償却から割増償却に変更することで、複数年に渡り割増して減価償却費用を計上することが可能となるため、事業者のより効率的な資金運用を促進する等の効果が生じる。
- ⑤ 旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を図ることが可能となる。

更に、税制適用の要件として、市町村過疎計画に税制特例対象業種に係る立地目標等を記載することとすることで、より効果的な産業振興策に資する措置となることが期待される。

過疎新法(仮称)において一体的に検討されている過疎市町村の過疎対策の実効性を高めるための計画への目標設定や、フォローアップの仕組み等が導入されれば、分野横断で総合的な過疎対策を講じることによる人口減少の抑制効果も期待できる。

《政策目的の根拠》

【経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)】

第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げー「ウィズコ

「ロナ」の経済戦略

(3) 事業の継続と金融システムの安定維持

倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多角連携型の国づくりへ

② 二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出

二地域居住、「関係人口」の創出・拡大に取り組み、特定地域づくり事業、子供の農山漁村体験を推進し、過疎法の期限切れを見据えた新たな過疎対策等の条件不利地域対策に取り組む。その際、二地域居住・就労が無理なく可能になるよう、兼業・副業、子育て支援の活用、地方税の納税の考え方など、住民から見た制度上の課題を早急に洗い出し、産官連携して移住や二地域居住に向けた取組を推進するための工程を明確化する。

また、地方回帰に資するテレワークの推進、地方移住にもつながるサテライトオフィスの設置、デジタル産業等の企業、地方での兼業・副業支援を強化する。地域おこし協力隊等を強化し、若者、民間・専門人材の地方移転、産学金官の地域密着・経済循環型事業を促進する。大企業等から中小企業への経営人材等の移動の促進に取り組む。

【新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～
(令和2年4月17日過疎問題懇談会)】

4 今後の過疎対策のあり方・方向性

(2) 新たな過疎対策の理念・目標・施策の視点

② 新たな過疎対策の目標

「過疎地域の持続的な発展」のために、新たな過疎対策においては、以下の目標を掲げて施策を講じることが重要である。

ア 地域資源を生かした内発的発展

過疎対策としての産業振興においては、企業誘致や大規模な観光開発事業などの「外来型開発」に目が向きがちである。地域の持続的な発展を実現するためには、地域の外との交流や関係により得られる知見やネットワークを生かしながら、地域内の資源や人材に目を向け、それぞれの個性を生かした地域主導による「内発的発展」を目指していくことが重要である。

過疎地域は、農林産品や工芸品、伝統、歴史、景観、再生可能エネルギーなどの魅力溢れる地域資源を数多く有している。地域の資金を積極的に地域で生かしながら、地域にある優れた資源を磨き上げ、国内外での販路開拓を進め、地域内外との経済・資源の循環を創出し、地域の価値を発展させていくことが重要である。

こうした取組を通じた地域経済の活性化を推進するに当たり、最も重要な要素は人材である。地域おこしや、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識や、ノウハウ、経験を有する人材の育成・確保に取り組んでいくことが重要である。また、地域住民の主体的な取組となるよう、地域住民との合意形成のプロセスを丁寧に進めていくことが重要である。

一方、過疎地域においては人材の不足が課題となっており、地域内の人材のみで内発的発展を目指すには限界もある。地域おこし協力隊や関係人口の取組などのように、地域外の人材等との交流・連携、交わりの深化、対流により、地域内の資源や人材の潜在的な可能性を顕在化させ、地域の付

		<p>加価値を高めていくことが重要である。</p> <p>【参考】</p> <p>○過疎地域自立促進特別措置法</p> <p>第1条 この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>第3条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇を増大すること。</p> <p>第4条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>第30条 過疎地域内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置（製造の事業又は農林水産物等販売業の用に供するものに限る。以下同じ。）並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【令和3年度概算要求における政策体系図】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興（地域力創造）</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和2年度末に失効するが、過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられ、現行法の期限後においても、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む必要がある。</p> <p>新たな過疎対策においては、少子高齢化・若年者の流出という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産</p>

		<p>業の振興を図り、雇用の創出、確保を図ることで、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の増大を目標とする。</p> <p>○測定指標： (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数 (2)本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数</p> <p>○目標値： (1)過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする。 (2)本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222人以上とする。</p> <p>※(1)について ・9②政策体系における政策目的の位置づけによる。 過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を▲0.62%以上とする。 過疎地域において特に人口減少が進行していることを踏まえて、過疎地域における税制特例をはじめとする総合的な施策を講じることにより、過疎地域からの転出者の抑制及び転入者数の増加につながり、過疎地域の自立が促進されると考えられることから、指標として設定。 ・平成 20 年度～平成 22 年度の住民基本台帳に基づく人口動態より、(過疎市町村への転入者数-過疎市町村からの転出者数) / 過疎市町村の人口で算出</p> <p>※(2)について ・本特例措置の政策目的は過疎地域の雇用機会の創出・確保による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることであり、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合の抑制を目標としているが、(1)の測定指標及び目標値のみでは本特例による直接的な効果がわかりにくいことから、補完する指標として(2)新規雇用者数の目標を定めることとする。 ・目標値(222 人)の算出方法については、平成 27 年度～令和元年度の過疎対策室調査の平均新規雇用者数としている。 (平成 27 年度の新規雇用者数:185 人 平成 28 年度:132 人 平成 29 年度:260 人 平成 30 年度:280 人 令和元年度 :253 人)</p> <p>なお、これまでは現行過疎法第 30 条において、「雇用の増大に寄与すると認められるときは、(中略)特別償却を行うことができる。」とされていることから、新規雇用者数のみを測定目標としていた。</p> <p>新たな過疎法の制定に向けた議論では、全国的に人口減少下にある現状を踏まえ、雇用の維持及び確保に重点を置いていることから、測定目標及び目標値について前回評価時点から変更している。</p>
--	--	--

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の創出・確保により、過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合が増大し、ひいては政策目的である人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。						
10	有効性等	① 適用数	適用件数(件)						
			年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
			H28	66	2	0	-	-	68
			H29	73	2	-	1	-	76
			H30	70	2	-	0	-	72
			<u>R1</u>	70	2	-	1	-	73
			<u>R2</u>	71	2	-	1	-	74
			<u>R3</u>	111	5	-	5	21	142
			<u>R4</u>	222	10	-	10	42	284
			<u>R5</u>	333	15	-	15	63	426
			<u>R6</u>	444	20	-	20	84	568
			<u>R7</u>	555	25	-	25	105	710
			<u>R8</u>	555	25	-	25	105	710
			<u>R9</u>	555	25	-	25	105	710
			<u>R10</u>	555	25	-	25	105	710
			<u>R11</u>	555	25	-	25	105	710
			<u>R12</u>	555	25	-	25	105	710
			※下線を付した年度は、推計値を記入している。						
			○実績の計上根拠について 平成28～30年度における件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。						
			○令和4年度以降について 令和4年度については令和3年度の適用見込(令和3年度継続分)と令和4年度の新規適用見込分(※)を合計したもの。令和5年度から令和7年度についても、同様に過年度継続分に新規適用見込分(※)を合計して算出。令和8年度以降については、令和7年度の数値を据置き。 (※新規適用見込分は令和3年度適用見込分と同数としている。なお、5か年の割増償却を想定しているため、令和8年度以降は令和7年度の数値を据置きしている。) また、推計方法については別紙1参照。						

○適用件数が想定外に僅少であるか否かについて
 平成 30 年度実績(72 件)は、前回要望時(平成 31 年)における見込み(70 件)を上回っており、想定外に僅少であるとは言えない。
 ただし、旅館業及び農林水産物等販売業については、それぞれ2件、0件とされ、僅少となっている。

② 適用額

年度	適用額(千円)					合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	
H28	1,105,191	28,317	0	-	-	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	-	3,670	-	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	-	0	-	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	-	1,835	-	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	-	1,835	-	1,921,862
<u>R3</u>	640,562	34,021	-	2,811	114,409	791,803
<u>R4</u>	1,121,799	63,880	-	5,264	202,915	1,393,856
<u>R5</u>	1,485,773	90,675	-	7,452	272,354	1,856,253
<u>R6</u>	1,763,441	115,216	-	9,446	327,762	2,215,863
<u>R7</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R8</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R9</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R10</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R11</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548
<u>R12</u>	2,021,860	139,253	-	11,397	380,040	2,552,548

※1: 単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない年度がある。

※2: 下線を付した年度は、推計値を記入している。推計方法については別紙1参照。

※3: 令和3年度以降については機械:耐用年数 10 年、建物:耐用年数 30 年として算出。

○実績の計上根拠について

適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和2年第 201 回国会提出)による。ただし、令和元年度以降の適用額については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○本特例措置の適用の偏りについて

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 30 年第 196 回国会提出、平成 31 年第 198 回国会提出及び令和 2 年第 201 回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1 3参照)。

また、令和2年度過疎対策室調査によれば、令和元年度実績は、本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は52市町村であり、都道府県で見ると26道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

③ 減収額

(1) 現行特例措置
《法人税》

法人税の減収額(千円)						
年度	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	情報サービス業等	合計
H28	258,615	6,626	0	-	-	265,242
H29	380,894	3,620	-	859	-	385,373
H30	544,745	10,537	-	0	-	555,282
R1	392,930	6,899	-	426	-	400,254
R2	438,438	7,008	-	426	-	445,872
R3	148,610	7,893	-	652	26,543	183,698
R4	260,257	14,820	-	1,221	47,076	323,375
R5	344,699	21,037	-	1,729	63,186	430,651
R6	409,118	26,730	-	2,191	76,041	514,080
R7	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R8	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R9	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R10	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R11	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191
R12	469,072	32,307	-	2,644	88,169	592,191

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度及び令和2年度適用件数については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○法人税の減収額の算出方法

前述の10②の適用額(特別償却限度額)に、基本税率(平成28年度～29年度:23.4%、平成30年度以降:23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

年度	地方税の影響額(千円)	
	法人住民税	法人事業税
平成28年度	34,677	98,987
平成29年度	49,712	98,747
平成30年度	71,941	132,924
令和元年度	52,110	110,219
令和2年度	57,921	113,963
令和3年度	29,575	40,382
令和4年度	52,063	71,087
令和5年度	69,335	94,669
令和6年度	82,767	113,009
令和7年度	95,343	130,180
令和8年度	95,343	130,180
令和9年度	95,343	130,180
令和10年度	95,343	130,180
令和11年度	95,343	130,180
令和12年度	95,343	130,180

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○実績の計上根拠について

平成28年度～30年度の影響額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成30年第196回国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出)による。令和元年度以降の影響額については、この報告書が公表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・令和元年度:平成28年度～30年度の3年平均。(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・令和2年度:平成29年度～令和元年度(見込み)の3年平均。
- ・令和3年度以降:前項「適用額」及び上記法人税減収額を基に以下の式にて算出。

【法人住民税】

減収額＝法人県民税減収額＋法人市町村民税減収額

・法人県民税減収額＝法人税減収額×県民税率

・法人市町村民税減収額＝法人税減収額×市町村民税率

※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による

		<p>【法人事業税】 減収額＝適用額×法人事業税率 ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p>																	
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1" data-bbox="596 414 1270 719"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="4">実績</th> <th>目標値</th> </tr> <tr> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)</td> <td>132</td> <td>260</td> <td>280</td> <td>253</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成28年～令和元年度の実績は、過疎対策室調査により把握(※)。 2 令和2年度は見込み値。</p> <p>※ 前記9-③に記載したとおり、今回新たな過疎対策ということで測定目標を変更しているところではあるが、当該欄には前回目標の達成状況について記載する。</p> <p>○所期の目標の達成状況 前回要望時(平成31年度)では、令和元年度～2年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を568人と見込んでいたが、令和2年度に行った過疎対策室調査に基づく実績を踏まえると549人の見込みとなっている。 前回要望時の目標との乖離が見られるが、この原因としては、前回要望時の目標が、平成29年度に特例を活用して設備投資を行った事業者の見込み(新規雇用者数252人、適用金額1,270,746千円、適用件数70件)を基に推計されたものであるところ、直近の推計(R1年度見込み:新規雇用者数253人、適用金額1,725,232千円、適用件数73件)と比較すると、適用金額は大きく増加したが、適用件数及び新規雇用者数については、増加はしたものの、適用金額の伸び率と比較すると僅少であり、設備投資金額数と新規雇用者数の増加幅が連動しなかったためと考えられる。</p> <p>○旅館業及び農林水産物等販売業の適用件数が僅少である理由 旅館業及び農林水産物等販売業に係る過去の適用数(平成28年度における旅館業2件、平成29年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業1件並びに平成30年度における旅館業2件及び農林水産物等販売業0件)は、10件未満と僅少になっている。 その理由としては、本特例措置の対象となる設備について、製造業は建物及び附属設備のほか機械及び装置も対象となっているが、一方で、旅館業については、建物及び附属設備のみが対象となっているところ、ホテルや旅館といった建物は日々の営業に不可欠なものであり、2,000万円を超える新增設が頻繁に行われることが少ないことが旅館業の適用件数が僅少になっている要因と考えている。</p>	年度	実績				目標値	H28	H29	H30	R1	R2	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260	280	253	296
年度	実績				目標値														
	H28	H29	H30	R1	R2														
本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	132	260	280	253	296														

		<p>また、農林水産物等販売業については、具体的には農・畜産物や水産物の卸売業、食料や飲料の卸売業などであり、一定の需要は見込まれるが、取得価額 2,000 万円以上かつ新增設に係る設備投資のみを対象とする適用要件が小規模事業者の適用を困難なものにしており、その結果適用件数が少なかったものと考えられる。</p> <p>なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査(全 234 事業者)によれば、現行制度において設備の更新が対象になっていないことが活用率の低下を招いているとされる意見が全体の7割近く(157 事業者)あり、また取得価額の下限額の引き下げを求める意見も全体の5割強(126 事業者)あったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、設備投資が促進され、新規雇用の創出、また雇用の確保に資するものと考えられる。</p> <p>○適用件数が僅少となる業種があっても特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すると考える理由</p> <p>これまでの特例措置である特別償却制度は、過疎地域の雇用にとって重要な製造業を中心に、年間 70 件程度の安定的な適用実績があったところ、地域の雇用を増やすためには、設備投資を行った事業者において設備投資に伴う雇用の発生という直接的な効果に加え、当該事業者の設備投資から波及して地域内の他の事業者で雇用創出効果が発生することが必要である。特に後者については、当該地域における基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の雇用を増やすことが地域全体の雇用の増大に資すると言われており(地域の産業・雇用創造チャート(総務省統計局)、このような基盤作業を育成するための設備投資を促していくことが、当該地域全体の雇用の確保に繋がると考えられる。</p> <p>過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に現行特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されたとされる。</p> <p>さらに、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却できるようにしてほしい、取得価額の下限額を引き下げてほしい等といった意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用の創出、また雇用の維持に資するものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえると、本特例措置は達成目標の実現に十分に寄与するものと考えている。</p> <p>なお、旅館業及び農林水産物等販売業については、現在は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に全国的にインバウンド需要が減少しているものの、本来であれば前記2業種に係る設備投資が促されることで、過疎地域と地域外との交流促進が期待され、過疎地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれるところである。要望のとおり現行特例措置の要件緩和が実現すれば、これらを</p>
--	--	--

通じ、関連業種に係る過疎地域における雇用の確保を行い、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会減の抑制へとつながるものと予想される。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

平成 28 年度経済センサス活動調査によると、過疎地域に立地する事業所は、資本金規模が 1,000 万円未満の事業所が約半数を占めており、必要な設備投資を適時適切に行える財務的余裕があるケースは多くないものと考えられる。そうした中、本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、事業者の設備投資が促進される効果が期待できる。

これにより、過疎地域における当該事業者の操業の継続、拡大又は新規の事業者の設備投資を後押しし、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

一方、アンケート結果等から、過疎地域に立地する事業者のうち約 5% 以上にすぎない資本金規模 5,000 万円を超える事業者が本特例を適用している実態が窺われるところであり、過疎地域の中小事業者に対する設備投資を促進する効果が不十分であるため、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られると考えられる。

なお、過疎地域に所在する事業所に行ったアンケート調査によれば、近年、本特例を適用した事業者からは、特別償却によって、雇用増加を図ることができた、投資へ積極的になれたなどの回答があり、本特別償却制度は企業の設備投資に一定程度寄与していることが確認できたが、一方で、複数年にわたり償却可能な制度への見直しや、取得価額の下限額の引き下げを求める意見もあったことから、本特例を、より幅広く活用できるよう要件緩和を行うことにより、過疎地域における事業者の設備投資がさらに促進され、これまで以上に新規雇用者の創出、また雇用の確保が図られるものと考えられる。

○過去の効果による本特例措置の直接的な効果

地域の雇用・産業創造チャート(総務省統計局)によれば、地域全体の労働者数は、基盤産業(当該市町村における当該業種に係る雇用の割合が全国平均以上の業種)の労働者数に比例することから、基盤産業の労働者数の維持が人口維持の鍵とされている。

過疎対策室が行った調査によれば、令和元年度に本特例措置の適用があった 67 の事業所のうち、43 の事業所が、所在する市町村において基盤産業となっている業種の事業所(64.2%。この傾向は、過年度においても同様。)であり、当該 43 の事業所から 170 人の雇用が創出されている。この点、前出のチャートの考え方によれば、基盤産業の従業者数の 6.5 倍が地域全体の従業者数であるとされているところ、本特例措置により、基盤産業において 170 人の雇用が創出されたことに伴い、その結果、全国の過疎地域では、1,100 人余りの雇用が波及的に創出されたと考えることができる。また、非基盤産業においても雇用が創出(83 人)されており、基盤産業ほどではないにしても、これに伴う波及的な雇用創出効果も考えられる。

こうした点を踏まえれば、本特例措置は、過疎地域の雇用の増大

			<p>に寄与しているものとする。</p> <p>※ 達成目標に対する将来の効果について 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが有効かつ必要であり、仮に本特例が拡充も延長もされない場合、上記にて述べてきた過疎地域における雇用創出効果が全く期待できなくなる。</p> <p>なお、達成目標(1)の社会増減数については、本特例措置のみではなく他の過疎対策施策と併せて達成していくべき目標であり、本特例措置の効果と他の施策による効果とを切り離して考えることが難しく、本特例措置による効果を事前に予測することは困難であることから、今後事業者アンケートや税制適用実態調査などといった、事後的に本特例措置の効果把握を調査を実施し、現行特例措置との比較した分析等を行うこととした。</p>
		⑤ 税込減を是認する理由等	<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル 10,000 プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。</p> <p>ローカル 10,000 プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。</p> <p>本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		H30 年8月【H30 総務 01】

過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

要望書における「要望の措置の適用見込み」、「要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)」及び「租税特別措置の適用実績」欄については、以下の実績及び推計値に基づき、それぞれ計上している。

1. 適用実績

【① 適用額（特別償却限度額）】

年度	適用額(千円)				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	1,105,191	28,317	0	—	1,133,511
H29	1,627,755	15,470	—	3,670	1,646,895
H30	2,348,039	45,418	—	0	2,393,457
<u>R1</u>	1,693,662	29,735	—	1,835	1,725,232
<u>R2</u>	1,889,819	30,208	—	1,835	1,921,862

※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。

※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

※3：平成28年度の適用額の実績は、単位未満の端数処理のため、合計と内訳の計が一致しない。

<実績値（平成28～30年度）>

(1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

(2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

(3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

(1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成28年度～30年度の3年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ）。
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均。

(2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成29年度～30年度の2年平均（少数点以下四捨五入。以下同

- じ。)
- ・令和2年度：平成29年度～令和元年度（見込み）の3年平均

【② 減収額】

年度	減収額（千円）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	258,615	6,626	0	—	265,242
H29	380,894	3,620	—	859	385,373
H30	544,745	10,537	—	0	555,282
<u>R1</u>	392,930	6,899	—	426	400,254
<u>R2</u>	438,438	7,008	—	426	445,872

- ※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。
- ※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用額については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

<実績値及び推計値の算出方法>

前掲【①適用額（特別償却限度額）】に、基本税率（平成28年度～29年度：23.4%、平成30年度～令和2年度：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用件数】

年度	適用件数（件）				合計
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	
H28	66	2	0	—	68
H29	73	2	—	1	76
H30	70	2	—	0	72
<u>R1</u>	70	2	—	1	73
<u>R2</u>	71	2	—	1	74

- ※1：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）による。
- ※2：下線を付した年度は推計値を記入している。推計値の算出方法は下記のとおり（令和元年度以降の適用件数については、まだ「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」が発表されていないため、推計値としている）。

<実績値（平成 28～30 年度）>

(1) 製造業

全体数から旅館業及び農林水産物等販売業を差し引いた値。

(2) 旅館業

「料理飲食旅館業」の値。

(3) 農林水産物等販売業

「農林水産業」の値。

<推計値の算出方法>

(1) 製造業、旅館業

- ・令和元年度：平成 28 年度～30 年度の 3 年平均（少数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

(2) 農林水産物等販売業

- ・令和元年度：平成 29 年度～30 年度の 2 年平均（小数点以下四捨五入。以下同じ。）。
- ・令和 2 年度：平成 29 年度～令和元年度（見込み）の 3 年平均。

2. 適用見込

【① 適用額（割増償却限度額）】

製造業、旅館業及び農林水産物等販売業の適用額については、下記の方法にて求める。

- (i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことのある事業者の投資実績を元に投資金額を算出

(投資金額) 2,000 万円以上 ※2	①特別償却の適用実績から算出した投資金額	②新規及び増設以外の取得等に係る投資金額 (推計) 新增設：更新 65%：35%※1
500 万円	③取得価額 500 万円～2,000 万円の投資金額 (推計)	④取得価額 500 万円～2,000 万円かつ新規及び増設以外の取得等に係る投資金額 (推計) 新增設：更新 65%：35%※1

- (i) ①については、過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700 万円以上）から、特別償却の適用実績から算出した投資実績となっている。(i) ②、③については①を元に推計しており、④については③を元に推計している。

※1：日本政策金融公庫調査から

※2：過疎対策室の実施した税制適用実績調査では、地方税の減収補填措置を適用し、かつ特別償却を適用した事業者を対象にしていることから、投資金額は 2,700 万円以上のものしか把握できていない。しかしながら、過疎対策室実施の調査と、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の結果を比較すると、平成 30 年実績以外については件数及び投資実績に大きな差がないことから、2,000 万円～2,700 万円の投資を行った事業者は僅少であり、当該投資実績について検討せずとも、結果に大きく影響しない。

- (ii) 過去に一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を活用したことがない事業者の投資金額を推計

過疎対策室調査において把握できない投資実績については、経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」、中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報/平成 30 年度決算実績）」等の調査結果から推計

- (iii) 資本金 5,000 万円以上かつ新增設以外の取得等に係る投資金額を推計

- (i) ①を元に推計

以上から、(i) (①+②+③+④) + (ii) - (iii) にて算出した投資金額を元に、
適用額（割増償却限度額）を求める。
詳細の計算方法については下記のとおり。
※単位はいずれも千円

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの
ある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）による
投資金額

平成28年から令和元年度実績（合計）

投資金額	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計※)	建物等	機械等	建物等
H28	10,584,395	2,654,808	47,485	212,892		
H29	13,822,917	2,270,027	21,437	96,108	0	0
H30	7,576,667	2,304,838	553,260	2,480,465	49,500	0
R1	13,672,231	3,602,165	574,955	2,577,731	3,996	239,842
平均	11,414,053	2,707,960	299,284	1,341,799	17,832	79,947

※：旅館業の機械等については実績がないため、農林水産物等販売業の平成28年から
令和元年度における、建物等と機械等の投資の比率（17,832/79,947≒22.3%）を各
年度の旅館業の建物等の投資金額に乗じて推計している。

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 ①× 0.54※1 ×0.1※2

※1：日本政策金融公庫・総合研究所「第120回中小製造業設備投資動向調査結果」
より、新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率は
65%：35%であることから、35/65≒0.54 を乗じる。

※2：①においてすでに新增設の取得について特別償却を適用し、さらに更新を目的
とした取得についても特別償却可能な企業の割合を1割程度であると見込み、
0.1 を乗じる（以下③、④についても同様）。

製造業・機械等

$$11,414,053 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{616,359}$$

製造業・建物等

$$2,707,960 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{146,230}$$

旅館業・機械等

$$299,284 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{16,161}$$

旅館業・建物等

$$1,341,799 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{72,457}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$17,832 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{963}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$79,947 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{4,317}$$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

①の算出において用いた税制適用実績調査は、地方税の減収補填措置の要件である 2,700 万円以上の投資を行い、かつ特別償却制度を適用した際の投資金額等のみしか集計出来ていないため、500 万円から 2,700 万円の投資金額について推計する。

★計算式

$$\{(1,600 \text{ 万円} \times 1) \div (1 \text{ 件あたりの平均投資金額} \times 2)\} \times ① \times 0.1$$

※1：1 件あたりの投資金額を 500 万円から 2,700 万円の中央値である 1,600 万円と仮定。

※2：過疎地域における事業用設備等に係る特別償却適用 1 件あたりの平均投資額については、①を平成 28～令和元年度の平均投資件数で割って算出。なお、平均投資件数については下記のとおり（過疎室における税制適用実績調査より）。

適用 件数	製造業		旅館業		農林水産物等販売業	
	機械等	建物等	機械等 (推計)	建物等	機械等	建物等
H28	68	20	0.45	2		
H29	63	13	0.89	4	0	0
H30	64	16	1.12	5	1	0
R1	56	18	0.45	2	1	2
平均	63	16.75	1	3	1	0.67

製造業・機械等

$$\{16,000 \div (11,414,053 \div 63)\} \times 11,414,053 \times 0.1 = \underline{100,800}$$

製造業・建物等

$$\{16,000 \div (2,707,960 \div 16.75)\} \times 2,707,960 \times 0.1 = \underline{26,800}$$

旅館業・機械等

$$\{16,000 \div (299,284 \div 1)\} \times 299,284 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

旅館業・建物等

$$\{16,000 \div (1,341,799 \div 3)\} \times 1,341,799 \times 0.1 = \underline{4,800}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$\{16,000 \div (17,832 \div 1)\} \times 17,832 \times 0.1 = \underline{1,600}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$\{16,000 \div (79,947 \div 0.67)\} \times 79,947 \times 0.1 = \underline{1,072}$$

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

③で算出した金額を元に、②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を乗じて算出。

★計算式 ③×0.54×0.1

製造業・機械等

$$100,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{5,443}$$

製造業・建物等

$$26,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{1,447}$$

旅館業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

旅館業・建物等

$$4,800 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{259}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$1,600 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{86}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$1,072 \times 0.54 \times 0.1 = \underline{58}$$

(ii) 投資金額が500万円から2,700万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成30年度決算実績）」から、製造業における「建物・構築物・建物附属設備」と「機械装置」の合計の設備投資額について、資本金1,000万円以下の事業者の投資額が2,000万円未満（2,093万円）となることから、資本金1,000万円以下の事業者の投資実績を算出する。

★計算式

(資本金 1,000 万円以下の製造業の投資実績※1)
 × (500 万円～2,700 万円の投資実績の割合※2)
 × { (資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※3)
 / (資本金 1,000 万円以下の全国立地企業数※4) }
 × (小規模事業者の投資割合※5)
 × (現行特別償却の活用割合※6)

※1: 中小企業庁「中小企業実体基本調査(令和元年確報/平成 30 年度決算実績)」より

※2: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」から、製造業の 500 万円～1,000 万円の投資実績 10.9%に、1,000 万円～5,000 万円の 23.3%の 1/2(1,000～5,000 の中央値は 2,700 と比較的近い数値である 3,000 であることから 1/2 とする) の 11.65%を合計した割合を用いた。

※3, 4: 経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※5: 日本政策金融公庫「小企業の設備投資動向調査」より

※6: 過疎室実施の事業者アンケートより、全投資事業者のうち過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用した事業者の割合。過疎室実施の事業者アンケート結果から、
 2,700 万円超投資実績: 500～2,700 万円投資実績=93:36 であることから、
 $36/93 \approx 0.39$ をかけた。

※7: 旅館業及び農林水産物等販売業については、さらに製造業と比較した場合の比率 ((i) ①)を用いて算出) を乗じて算出している。

製造業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{373,376}$$

製造業・建物等

$$233,522,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 = \underline{119,832}$$

旅館業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.026 = \underline{9,708}$$

旅館業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.496 = \underline{59,437}$$

農林水産物等販売業・機械等

$$727,613,000 \times 0.2255 \times 8852/112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.002 = \underline{747}$$

農林水産物等販売業・建物等

$$233,520,000 \times 0.2255 \times 8852 / 112,030 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.03 = \underline{3,595}$$

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資金額について（推計）

製造業及び旅館業において、資本金 5,000 万円以上の事業者については、新增設に係る取得に限り税制適用が可能とすることから、更新に係る投資については差し引く必要がある。

(i) ②で用いた新增設を目的とした投資と更新・維持・補修を目的とした投資の比率を用いて算出。

★計算式

$$(i) \times (\text{資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数} / \text{全体の事業者数} \times 0.54)$$

※：過疎室で行った税制適用実績調査から、資本金規模が判明した製造業 38 事業者のうち、
資本金規模 5,000 万円以上の投資を行った事業者数：全体の事業者数＝18：38
であることから、18/38 をかけた。

製造業・機械等	$12,136,655 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{3,080,283}$
製造業・建物等	$2,882,437 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{731,562}$
旅館業・機械等	$317,132 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{80,488}$
旅館業・建物等	$1,419,315 \times 18/38 \times 0.54 = \underline{360,222}$

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

製造業・機械等	$12,136,655 + 373,376 - 3,080,283 = \underline{9,429,748}$
製造業・建物等	$2,882,437 + 119,832 - 731,562 = \underline{2,270,706}$
旅館業・機械等	$317,132 + 9,708 - 80,488 = \underline{246,352}$
旅館業・建物等	$1,419,315 + 59,437 - 360,222 = \underline{1,118,530}$
農林水産物等販売業・機械等	$20,481 + 747 = \underline{21,228}$
農林水産物等販売業・建物等	$85,394 + 3,595 = \underline{88,989}$

(3) 情報サービス業等の投資額合計について（推計）

現行の過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象業種となっていないことから、半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の適用実績から推計。

★計算式

（平成 30 年度における半島実績※1）

× {（全過疎市町村）

／（平成 30 年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2） }

※1, 2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

情報サービス業等・機械等 $362,179 \times 817 / 193 = \underline{1,533,162}$

情報サービス業等・建物等 $235,758 \times 817 / 193 = \underline{998,001}$

(4) 償却額（割増償却限度額）について

※機械等：耐用年数 10 年、 建物等：耐用年数 30 年 とする

★計算式

機械等：期首の未償却残高 × 償却率（0.2） × 32/100

建物等：取得価額 × 償却率（0.034） × 48/100

計算すると以下のとおり。（※（）内の数値は期首の未償却残高）

	製造業		旅館業		農林水産物等販売業		情報サービス業等	
	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等	機械等	建物等
1年目	603,504 (9,429,748)	37,058 (2,270,706)	15,767 (246,352)	18,254 (1,118,530)	1,359 (21,228)	1,452 (88,989)	98,122 (1,533,162)	16,287 (998,001)
2年目	444,179 (6,940,295)	37,058 (2,156,444)	11,604 (181,315)	18,254 (1,062,246)	1,000 (15,624)	1,452 (84,511)	72,218 (1,128,407)	16,287 (947,782)
3年目	326,916 (5,108,057)	37,058 (2,042,182)	8,541 (133,448)	18,254 (1,005,961)	736 (11,499)	1,452 (80,033)	53,152 (830,508)	16,287 (897,562)
4年目	240,610 (3,759,530)	37,058 (1,927,920)	6,286 (98,218)	18,254 (949,677)	542 (8,463)	1,452 (75,555)	39,120 (611,254)	16,287 (847,343)
5年目	221,361 (2,767,014)	37,058 (1,813,658)	5,783 (72,288)	18,254 (893,392)	498 (6,229)	1,452 (71,077)	35,991 (449,883)	16,287 (797,123)

以上を業種ごとにまとめると下記の表のとおり。

年度	適用額（千円）				
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	合計
令和3年度	640,562	34,021	2,811	114,409	791,803
令和4年度	1,121,799	63,880	5,264	202,915	1,393,856
令和5年度	1,485,773	90,675	7,452	272,354	1,856,253
令和6年度	1,763,441	115,216	9,446	327,762	2,215,863
令和7年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和8年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和9年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和10年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和11年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548
令和12年度	2,021,860	139,253	11,397	380,040	2,552,548

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

【② 減収見込額】

年度	減収見込額（千円）				
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	合計
令和3年度	148,610	7,893	652	26,543	183,698
令和4年度	260,257	14,820	1,221	47,076	323,375
令和5年度	344,699	21,037	1,729	63,186	430,651
令和6年度	409,118	26,730	2,191	76,041	514,080
令和7年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和8年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和9年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和10年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和11年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191
令和12年度	469,072	32,307	2,644	88,169	592,191

※単位未満の端数処理の関係で合計と内訳の計が一致しない。

＜推計値の算出方法＞

前掲【①適用見込額（割増償却限度額）】に、基本税率（23.2%（見込））を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。

【③ 適用見込件数】

※1：考え方は【①適用見込額】と同様

※2：計算の過程で1以下になるものについては、1件として計算している。

(1) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業について

(i) 過去に過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことがある事業者について

① 過疎対策室の実施した税制適用実績調査（投資金額：2,700万円以上）から、特別償却適用実績件数

	製造業	旅館業	農林水産物等販売業
H28	69	4	
H29	67	2	0
H30	69	5	1
R1	63	2	2
平均	67	3	1

② 新增設以外の取得等に係る拡充分について（推計）

★計算式 $\text{①} \times 0.54$

製造業 $67 \times 0.54 = 36$

旅館業 $3 \times 0.54 = 2$

農林水産物等販売業 $1 \times 0.54 = 1$

③ 取得価額下限額引下分に係る拡充について（推計）

★計算式 $\text{①} \times 0.39※$

製造業 $67 \times 0.39 = 26$

旅館業 $3 \times 0.39 = 1$

農林水産物等販売業 $1 \times 0.39 = 1$

※：過疎室実施の事業者アンケート結果から、
2,700万円超投資実績：500～2,700万円投資実績＝93：36 であることから、
 $36/93 \div 0.39$ をかけた。

④ 新增設以外の取得等かつ取得価額下限額引下げ分に係る拡充について（推計）

★計算式 $\text{③} \times 0.54$

製造業	$26 \times 0.54 = 14$
旅館業	$1 \times 0.54 = 1$
農林水産物等販売業	$1 \times 0.54 = 1$

(ii) 投資金額が 500 万円から 2,700 万円の投資実績について（＝過去一度も過疎地域における事業用設備等に係る特別償却を適用したことの無い事業者について）（推計）

★計算式

（資本金 1,000 万円以下の過疎地域立地企業数※）
 \times （500 万円～2,700 万円の投資実績の割合）
 \times （小規模事業者の投資割合） \times （現行特別償却の活用割合）

製造業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 = 57$
旅館業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.049 = 3$
農林水産物等販売業	$8,852 \times 0.2255 \times 0.16 \times 0.18 \times 0.015 = 1$

※：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

(iii) 資本金 5,000 万円以上かつ更新に係る投資実績をもつ事業者について（推計）

★計算式

（資本金規模 5,000 万円以上の過疎地域に立地する企業数※1）
 \times {（資本金 5,000 万円以上の設備投資を行った事業者数
 \div （資本金 5,000 万円以上の全事業者※2）} $\times 0.54 \times$ （現行特別償却の活用割合）

※1：経済産業省「平成 28 年経済センサス活動調査」より

※2：中小企業庁「中小企業実体基本調査（令和元年確報／平成 30 年度決算実績）」より

製造業	$1,183 \times 8,618 / 11,033 \times 0.54 \times 0.18 = 90$
旅館業	$308 \times 110 / 720 \times 0.54 \times 0.18 = 5$

(2) 投資額合計 ((1)より)

★計算式

$$(1) (i) + (1) (ii) - (1) (iii)$$

$$\text{製造業} \quad 143 + 57 - 90 = 111$$

$$\text{旅館業} \quad 7 + 3 - 5 = 5$$

$$\text{農林水産物等販売業} \quad 4 + 1 = 5$$

(3) 情報サービス業等の適用見込件数について

★計算式

(平成30年度における半島実績※1)

× { (全過疎市町村)

／ (平成30年時点において産業振興促進計画を策定している半島市町村※2) }

$$\text{情報サービス業等} \quad 5 \times 817 / 193 = 21$$

※1, 2 : 国土交通省地域振興課半島振興室から情報提供

(4) 適用見込件数

年度	適用件数				合計
	製造業	旅館業	農林 水産物等 販売業	情報 サービス 業等	
令和3年度	111	5	5	21	142
令和4年度	222	10	10	42	284
令和5年度	333	15	15	63	426
令和6年度	444	20	20	84	568
令和7年度	555	25	25	105	710
令和8年度	555	25	25	105	710
令和9年度	555	25	25	105	710
令和10年度	555	25	25	105	710
令和11年度	555	25	25	105	710
令和12年度	555	25	25	105	710

3. 本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成30年第196国会提出、平成31年第198回国会提出及び令和2年第201回国会提出）に基づく本特例の適用状況

過疎地域における工業用機械等の特別償却

(単位：千円)

業種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額
農林水産業	2	18,090	1	3,670	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0
建設業	1	1,549	2	58,193	4	51,870
製造業	56	1,020,191	60	1,474,365	56	2,166,034
食料品製造業	7	75,073	10	279,141	11	139,994
繊維工業	2	45,584	1	549	2	14,062
木材、木製品製造業	0	0	1	4,346	1	24,525
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	1	9,407	0	0	0	0
化学工業	3	34,758	2	26,872	3	52,407
石油製品製造業	0	0	1	11,272	1	8,803
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	1	647	4	12,007	3	40,628
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	85,476	2	39,447	1	26,000
鉄鋼業	1	69,883	4	50,593	1	29,396
非鉄金属製造業	2	61,608	1	58,695	2	57,118
金属製品製造業	13	132,872	9	162,763	9	53,381
機械製造業	8	208,938	6	381,700	9	46,097
産業用電気機械器具製造業	2	91,845	3	99,880	3	139,525
民生用電気機械器具電球製造業	1	5,035	2	14,180	2	1,386,663
通信機械器具製造業	3	16,945	3	42,565	1	1,992
輸送用機械器具製造業	6	84,820	9	282,605	6	126,312
理化学機械器具等製造業	1	4,115	0	0	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	93,178	2	7,740	1	19,122
卸売業	3	50,881	6	57,279	5	78,696
小売業	0	0	0	0	3	49,833
料理飲食旅館業	2	28,317	2	15,470	2	45,417
金融保険業	0	0	0	0	0	0
不動産業	2	2,276	0	0	0	0
運輸通信公益事業	0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1,820	4	20,112	2	1,603
その他	1	10,384	1	17,803	0	0
合計	68	1,133,508	76	1,646,892	72	2,393,453

※ 要望書の集計では、「農林水産業」に計上されているものを「農林水産物等販売業」に、また「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」にそれぞれ計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

過疎法第30条に係る事業用設備等に係る特別償却実績(法人税)(過疎対策室調査により把握)

平成28年度

Table with 6 columns: 都道府県, 事業 (製造業, センター, 旅館業), 都道府県別の合計, 全体に占める割合. Rows list prefectures and their respective values.

※H28.5.1～H29.4.30の期間の集計

平成29年度

Table with 6 columns: 都道府県, 事業 (製造業, 農林水産物等販売業, 旅館業), 都道府県別の合計, 全体に占める割合. Rows list prefectures and their respective values.

※H29.5.1～H30.5.30の期間の集計

平成30年度

Table with 6 columns: 都道府県, 事業 (製造業, 農林水産物等販売業, 旅館業), 都道府県別の合計, 全体に占める割合. Rows list prefectures and their respective values.

※H30.6.1～H31.4.30の期間の集計

令和元年

Table with 6 columns: 都道府県, 事業 (製造業, 農林水産物等販売業, 旅館業), 都道府県別の合計, 全体に占める割合. Rows list prefectures and their respective values.

※R1.5.1～R2.4.30の期間の集計

- 神奈川県は平成29年4月1日から、真鶴町が過疎地域に指定された。
■ 平成29年度の税制改正で、コールセンターを対象事業から除外し、農林水産物等販売業を対象事業に追加した。
■ 平成29年度実績においては、豪雨災害の対応のために回答できない8自治体を調査から除外している。(調査対象外: 岐阜県(関市)、広島県(呉市等の6市)、愛媛県(大洲市))

(参考) 事業者アンケート調査の結果

(過疎地域における事業用設備等に係る 特別償却に関するアンケート)

令和2年9月

総務省自治行政局過疎対策室

過疎地域における事業者アンケートの結果

調査概要

- ・調査名 : 「過疎地域の税制特例制度に関するアンケート調査」
- ・調査主体 : 総務省自治行政局過疎対策室
- ・実施時期 : 令和2年5月27日(火)～6月12日(金)
- ・調査対象 : 過疎法に定める「過疎地域」に事業所を有する事業者
(過去の過疎室調査で把握している799事業者※)
- ・調査方法 : 事業者に対し郵送で調査票を送付
郵送、FAX、メールにより事業者から回答を回収
- ・回答数 : 249社
- ・回答率 : 31.2%

過疎地域における事業者アンケートの結果（回答事業者の業種）

【問1】 貴事業所の業種について、当てはまるものを選択してください。

【回答】 延べ270事業者※が回答

※一部事業者が複数の業種を選択

●製造業

食料品・飲料	:50事業者
木材・木製品・家具・パルプ	:17事業者
繊維興業	:8事業者
化学工業	:7事業者
石油・プラスチック・ゴム製品	:13事業者
印刷	:1事業者
鉄鋼業	:13事業者
窯業・土木製品	:9事業者
非鉄・金属製品	:37事業者
機械器具	:32事業者
電子・電機・通信	:16事業者
輸送機械	:17事業者
その他(医療機器等)	:37事業者

●旅館業

ホテル	:5事業者
旅館	:2事業者
民宿	:0事業者
その他	:1事業者

●農林水産物等販売業

農林水産物直売所	:3事業者
道の駅	:0事業者
農家レストラン	:0事業者
観光農園	:1事業者
その他(林業)	:1事業者

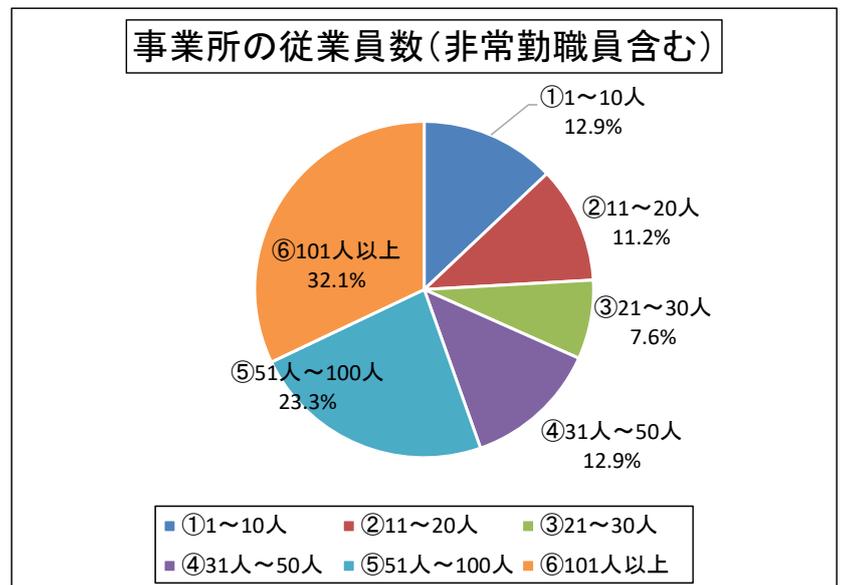
2

過疎地域における事業者アンケートの結果（従業員数）

【問2】 貴事業所の従業者数(非常勤職員含む)について、当てはまるものを選択してください。

【回答】249事業者が回答(括弧内は回答のあった全249事業者に対する割合(以下同じ))

- ①1～10人 : 32事業所(12.9%)
- ②11～20人 : 28事業所(11.2%)
- ③21～30人 : 19事業所(7.6%)
- ④31～50人 : 32事業所(12.9%)
- ⑤51～100人 : 58事業所(23.3%)
- ⑥101人以上 : 80事業所(32.1%)



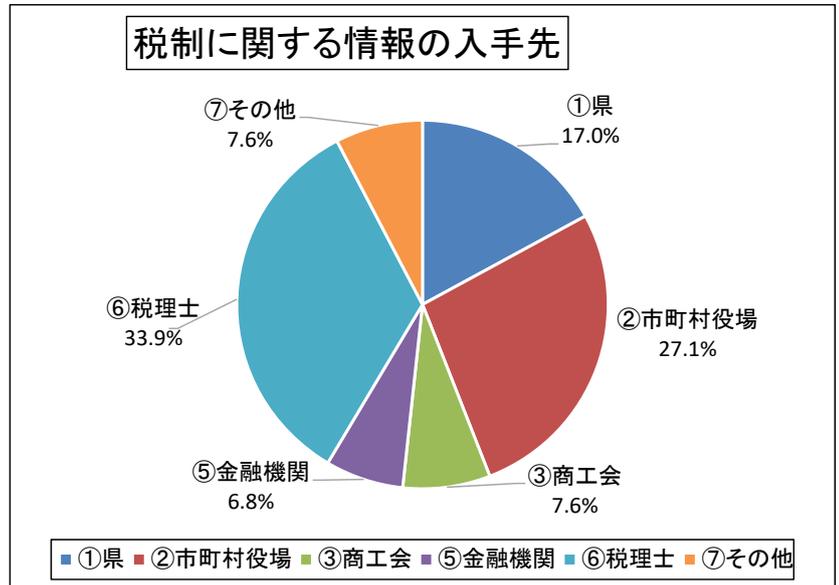
3

過疎地域における事業者アンケートの結果（情報の入手先）

【問3】 貴事業所が税制に関する情報を入手する場合、主にどのような機関から情報提供を受けることが多いですか。当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【回答】延べ458事業者が回答

- ①県 : 78事業所(17.0%)
- ②市町村役場 : 124事業所(27.0%)
- ③商工会 : 35事業所(7.6%)
- ④JA : 0事業所(0%)
- ⑤金融機関 : 31事業所(6.8%)
- ⑥税理士 : 155事業所(33.8%)
- ⑦その他 : 35事業所(7.6%)
(HP、税務専門誌等)



4

過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却の認知度）

【問4】 過疎地域における税の優遇措置として、過疎地域内に取得価額の合計が2,000万円を超える事業用設備を新增設して事業の用に供した場合、1年間の特別償却が可能となる措置（「特定地域（過疎地域）における工業用機械等の特別償却（租税特別措置法第45条1項の表第1号・第68条の27第1項）」、以下「過疎地域における事業用設備等の特別償却」という。）を設けております。

この税の優遇措置についてご存じですか。当てはまるものを選択してください。

【回答】241事業者が回答

- ①知っていた : 176事業所(73.0%)
- ②知らなかった : 65事業所(27.0%)

5

過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】 次の期間において、貴事業所が、機械、装置、建物又は附属設備を新增設したときの投資金額を教えてください。（土地の取得や、それに付随する権利関係の取得は除きます。）

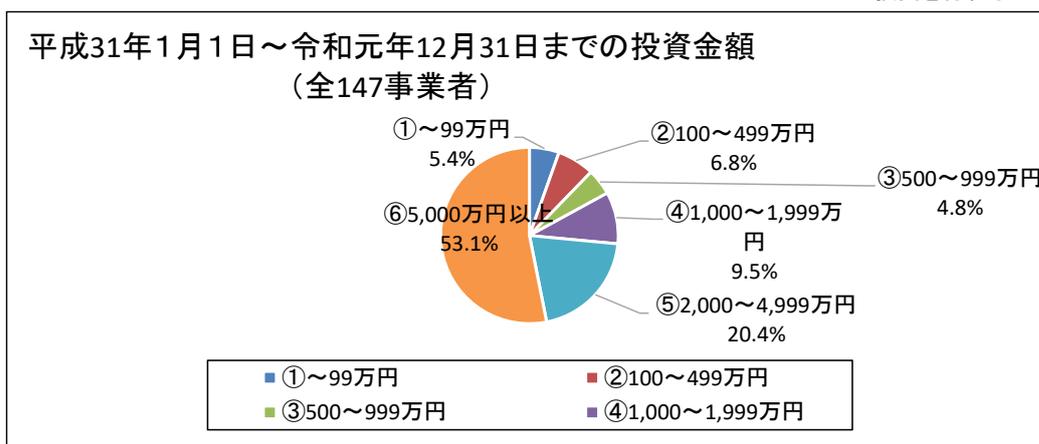
また、その際の過疎地域における事業用設備等の特別償却の活用の有無についても、該当するものを選択し、「①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」を選択した場合は、当該新增設を行ったことに伴い増加した雇用者数を教えてください。

【回答】 <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで> ※回答数 148事業者

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(18.2%)
⇒当該新增設に伴い増加した雇用者数(124人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:※121事業者(81.8%)

※:投資を行わなかった事業者は除く(以下同じ)



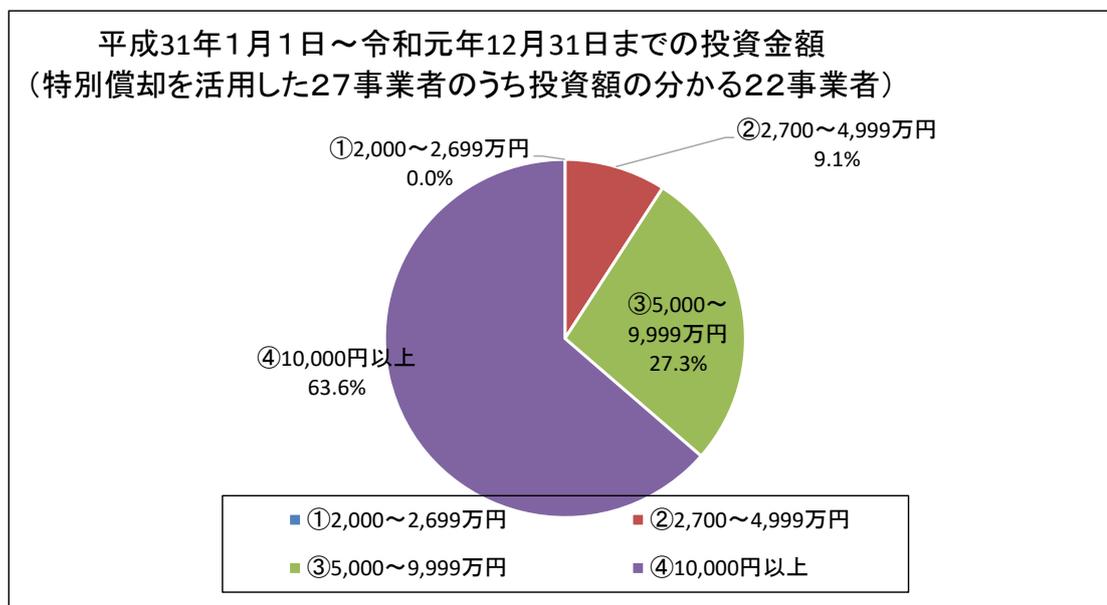
6

過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成31年1月1日～令和元年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、投資額に分かる22事業者の投資金額



7

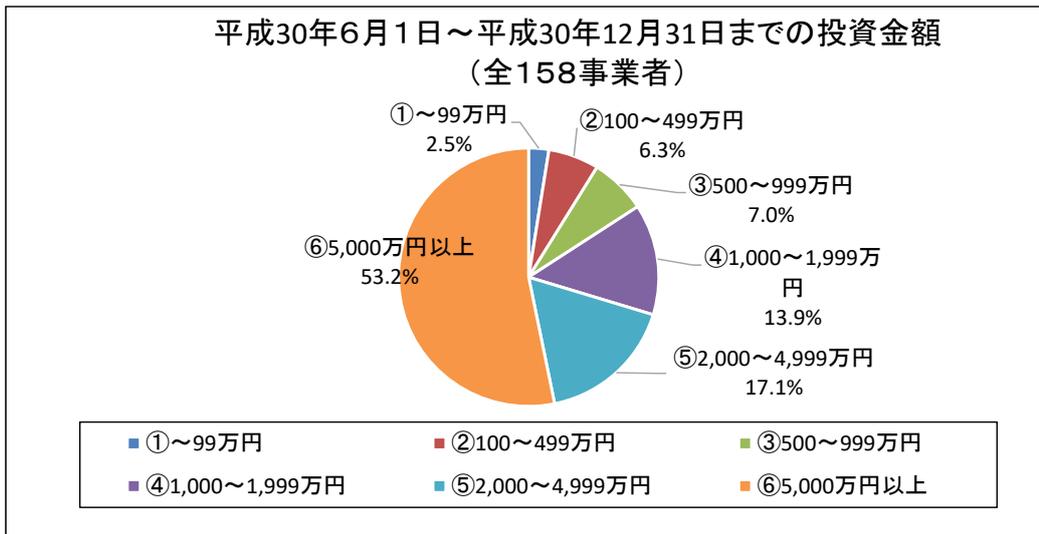
過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで> ※回答数 158事業者

【回答】

①過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した :27事業者(17.1%)
⇒当該新增設に伴い増加した雇用者数(103人)

②過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった:131事業者(82.9%)



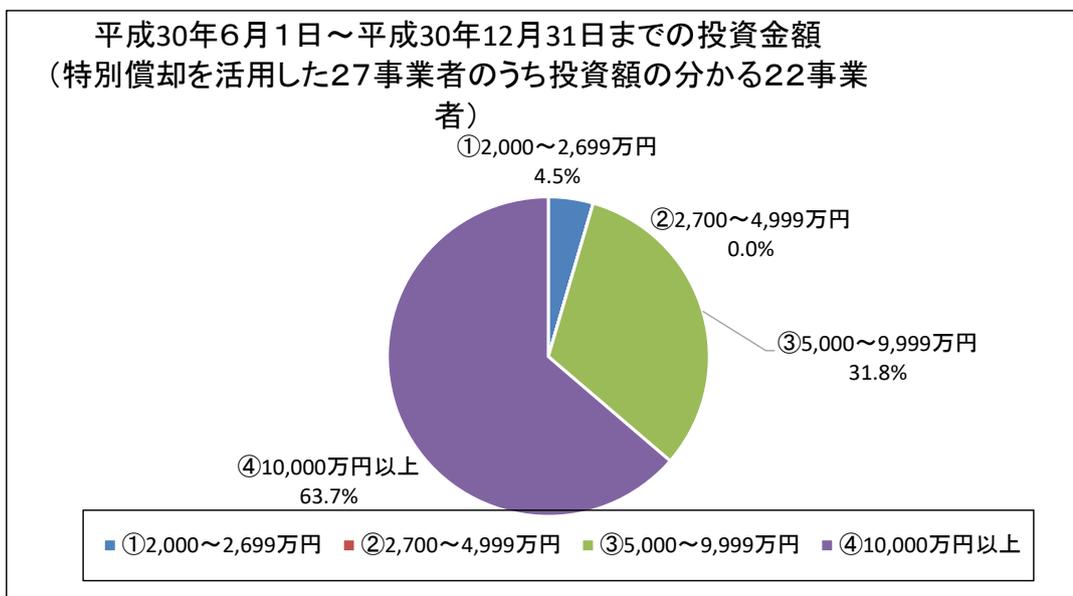
8

過疎地域における事業者アンケートの結果（投資実績及び雇用効果）

【問5】(続き) <平成30年6月1日～平成30年12月31日まで>

【回答】

過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した27事業者中、投資額の分かる22事業者の投資金額



9

過疎地域における事業者アンケートの結果（雇用効果への影響）

【問6】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用した」とお答えいただいた事業所様(いずれかの年に1つでも該当がある場合)に伺います。

本特例措置は、貴事業所の雇用を増加するに当たってどの程度の影響があったと考えられますか。当てはまるものを選択してください。

また、「①影響があった」を選択した場合、具体的にどのような影響があったかを教えてください。

【回答】42事業者が回答(全59事業者) ※回答率71.2%

- ①影響があった:16事業者(38.1%)
(具体的な影響:雇用増加に寄与した、積極的に投資できた 等)
- ②あまり影響はなかった:23事業者(54.8%)
- ③全く影響はなかった:3事業者(7.1%)

10

過疎地域における事業者アンケートの結果（「特別償却」のメリット）

【問7】 「過疎地域における事業用設備等の特別償却」を適用すると、機械及び装置、建物及び附属設備について、取得価額の10/100(建物及び附属設備の場合は6/100)を特別償却できるようになり、減価償却初年度のキャッシュに余裕が生まれる効果があります。設備投資初年度にキャッシュに余裕が生まれることによって、経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】146事業者が回答

- ・資金繰が楽になる、資金を効率よく運用することができる。
- ・新たな投資へ資金がまわせる、他の設備投資の検討が可能。
- ・余剰キャッシュを運転資金に充てることで、経営の安定化を図ることが可能となる。
- ・安定した雇用が可能となる。

等

11

過疎地域における事業者アンケートの結果（適用しなかった理由）

【問8】 問5で「過疎地域における事業用設備等の特別償却を活用しなかった」とお答えいただいた事業所様に伺います。本特例措置を適用しなかった理由として何が挙げられますか。当てはまるものを選択してください。（複数選択可）

【回答】延べ207事業者が回答

- ①他の特例制度を活用した:53事業者(25.6%)
(制度の具体名:中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、課税免除 等)
- ②設備投資初年度は赤字決算であった:32事業者(15.5%)
- ③特別償却制度を活用できる下限の取得価格(2,000万円)を超えなかった:45事業者(21.7%)
- ④本特例制度について知らなかった:34事業者(16.4%)
- ⑤その他:43事業者(20.8%)
(メリットを感じないため、事務処理が煩雑、設備投資の大半が更新であったため。)

12

過疎地域における事業者アンケートの結果（特別償却準備金制度）

【問9】 特別償却は、資産取得年度の節税にはつながるものの、利益の減少や赤字決算に陥る可能性があります。その弊害を回避する会計処理方法として、「特別償却準備金制度」(※)が設けられていますが、そのことを知っていますか。

(※特別償却準備金制度)

特別償却準備金を積み立てることで損益計算書では費用に計上せず、所得を減らす申告調整を行うことで、当期利益への影響を除きつつ、税の繰り延べ効果を得ることができる制度。

【回答】236事業者が回答

- ①知っていた : 104事業所(44.1%)
- ②知らなかった : 132事業所(55.9%)

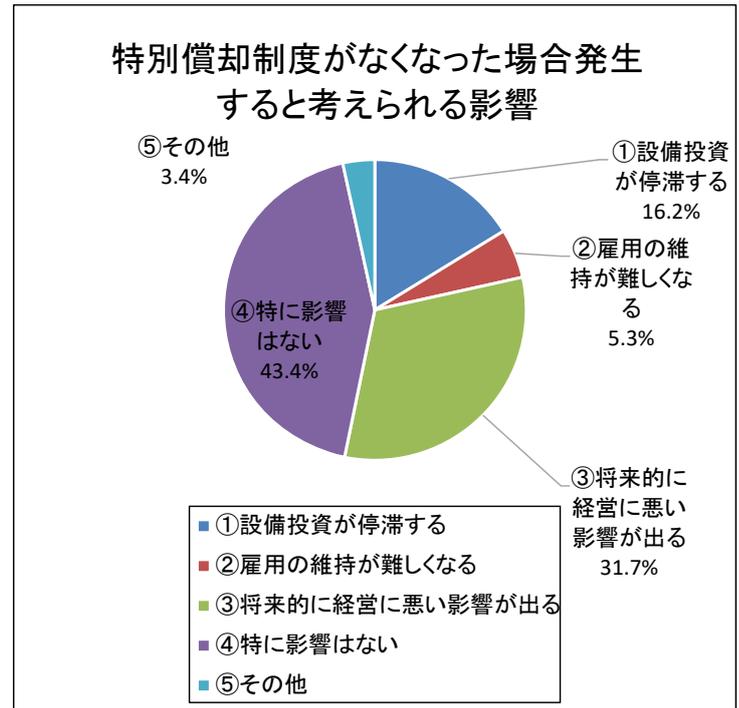
13

過疎地域における事業者アンケートの結果（制度廃止の影響）

【問10】「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度がなくなった場合、貴事業所の経営にどのような影響が出ると考えられますか（複数回答可）。当てはまるものを選択してください。

【回答】延べ265事業者が回答

- ①設備投資が停滞する：43事業所（16.2%）
- ②雇用の維持が難しくなる 14事業所（5.3%）
- ③現状では大きな変化はないが、将来的に経営に悪い影響が出る 84事業所（31.7%）
- ④特に影響はない：115事業所（43.4%）
- ⑤その他：9事業所（3.4%）
（積極的な投資を躊躇してしまう等）



14

過疎地域における事業者アンケートの結果（現行下限額の影響）

【問11】現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、業種や資本金の額にかかわらず取得価額の合計が「2,000万円」を超える事業用設備等が対象となっていますが、当該下限額が活用の支障になっていると考えられますか。（「取得価額」の下限額が引き下げられた場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

- ①はい：126事業所(53.8%)
- ②いいえ：108事業所(46.2%)

15

過疎地域における事業者アンケートの結果（「更新」の対象追加）

【問12】 現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」は、事業用設備の「新設」または「増設」のみとなっており、「更新」は対象となっていません。当該対象範囲が活用の支障になっていると考えられますか。（「更新」が対象となった場合には、当該優遇措置の活用を検討しますか。）

【回答】234事業者が回答

①はい : 157事業所(67.1%)

②いいえ : 77事業所(32.9%)

16

過疎地域における事業者アンケートの結果（「割増償却」のメリット）

【問13】「割増償却」については、現行の「過疎地域における事業用設備等の特別償却」と同様、減価償却の上乗せによりキャッシュに余裕が生まれる効果がありますが、事業年度のみ
の措置である「特別償却」と比較して経営上どのような利点があるか、企業の立場から教えてください。

【回答】

- ・ 数年間にわたってキャッシュに余裕が生まれる。
- ・ 計画的な資金活用が検討できる
- ・ 業績が良好である場合にメリットがあるが、悪い場合は赤字幅を増やし、負担が大きいデメリットがある。
- ・ 事業年度ごとの損益状況の変動が大きい事業者においては、特別償却の利用の方が、次年度以降の償却影響を小さく抑えることが可能。

等

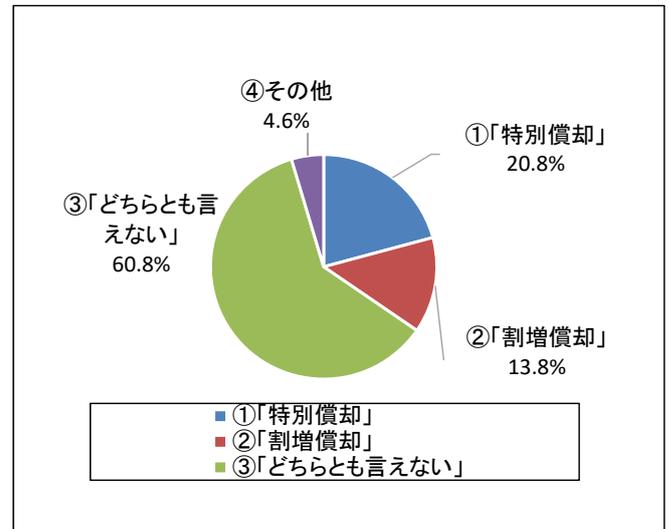
17

過疎地域における事業者アンケートの結果（より有効な償却制度）

【問14】 過疎地域における事業用設備等にかかる優遇措置として、より活用ニーズが高まると考えられるのは、「特別償却」と「割増償却」のどちらと考えられますか。当てはまるものを選択してください。

【回答】240事業者が回答

- ① 「特別償却」 : 50事業所(20.8%)
- ② 「割増償却」 : 33事業所(13.8%)
- ③ 「どちらとも言えない」 : 146事業所(60.8%)
- ④ その他(税額控除等) : 11事業所(4.6%)



18

過疎地域における事業者アンケートの結果（その他制度改善要望）

【問15】 その他「過疎地域における事業用設備等の特別償却」の制度について、改善要望等がありましたら御自由にお書きください。

【回答】

- ・ 取得価格の下限額が高いため、引き下げてほしい(想定している投資不明)
- ・ 建物及び附属設備の償却率を増やして欲しい
- ・ 課税免除の拡充を希望する
- ・ 建物及び附属設備を、複数年にわたり償却できるようにしてほしい
- ・ 事業用設備以外の投資でも適用出来る様にしてほしい

等

19

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長並びに中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義、所得税:外)(国税5) (法人住民税:義)(地方税6)
		② 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>具体的には、世界の産業構造が新型コロナウイルス感染症の影響もあり急速に変化しつつある中、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、総額型の控除上限引上げを行うとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等を行う。</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長(2年間延長(令和4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が8%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長(2年間延長(令和4年度末まで))等</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条、第42条の4、第68条の9</p>
5	担当部局	総務省国際戦略局技術政策課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和2年9月

	象期間	分析対象期間:平成 29 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)5%(ともに適用期限の定めなし))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第4次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設(令和 2 年度末まで)。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長(令和 2 年度末まで)
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等) <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○総額型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み <p>(以上、令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日(2 年間))</p>
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 30 年度:19.5 兆円)の約 7 割(同:14.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を</p>

	<p>促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○統合イノベーション戦略 2020 [令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]</p> <p>第Ⅲ部 各論</p> <p>第 3 章 知の社会実装</p> <p>(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <p><研究開発投資の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府研究開発投資目標（対 GDP 比 1%（第 5 期科学技術基本計画（以下「第 5 期基本計画」という。）期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。））及び官民研究開発投資目標（対 GDP 比 4%以上）の達成 <p><民間研究開発投資の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先進技術の社会実装等の促進に向け、AI 等ソフトウェアの研究開発及びそれを活用した新たなサービスの社会実装を強化するため、民間の研究開発投資を支援する関連制度等の見直しを検討する。 <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太の方針）[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]</p> <p>第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて</p> <p>5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革</p> <p>(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進</p> <p>～略～また、科学技術・イノベーション政策では、創業研究、デジタル化・リモート化や AI・ロボットなどの社会課題解決に資する分野を中核に据えて取り組む。その際、予算の質の向上を図りながら、官民連携による戦略的な研究開発投資を促進し、「世界で最もイノベーションに適した国」の実現につなげる。～略～</p> <p>第 2 章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く</p> <p>1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ 「ウィズコロナ」の経済戦略</p> <p>(4) 消費など国内需要の喚起</p> <p>～略～このため、AI・量子技術・水素等の脱炭素など最先端分野における研究開発を加速するとともに、複数年の取組である中小企業生産性革命推進事業をはじめとする予算や、出資・ファンド拡充による金融支援のほか、税制・規制改革も含め、あらゆる手段の活用を検討する。～略～</p> <p>○成長戦略フォローアップ[令和 2 年 7 月 17 日閣議決定]</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>① 産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>ア) 企業発オープン・イノベーションの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の現場データの活用について、民間企業によるソフトウェアの研究開発・実装を促進するための環境整備を行う。
--	--

			<p>○Beyond 5G 推進戦略 -6G へのロードマップ-[令和 2 年 6 月 30 日総務省]</p> <p>4. Beyond 5G 推進戦略</p> <p>4-2. 研究開発戦略</p> <p>(3) 具体的な施策 (研究開発税制による支援)</p> <p>国の研究開発及び研究開発支援に加えて、民間による研究開発を強力に後押しするよう、研究開発税制において、デジタル関連の研究開発が十分に支援できているかを検証し、必要な改正を実施する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和 3 年度概算要求における政策体系図 【総務省政策評価基本計画（平成 29 年 9 月策定）】</p> <p>V. 情報通信（ICT 政策）</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>次期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4%増加した。また、平成 30 年度経済産業省アンケート調査では約 6 割の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用事業者(法人)数実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p><総額型></p> <p>平成 28 年度 3,568 法人(781 法人)</p> <p>平成 29 年度 4,102 法人(1,186 法人)</p> <p>平成 30 年度 3,822 法人(1,017 法人)</p> <p>令和元年度 3,625 法人(965 法人)(見込み)</p> <p>令和 2 年度 3,625 法人(965 法人)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成 28 年度 5,380 法人(5,368 法人)</p> <p>平成 29 年度 5,411 法人(5,391 法人)</p> <p>平成 30 年度 5,690 法人(5,674 法人)</p> <p>令和元年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み)</p> <p>令和 2 年度 5,389 法人(5,374 法人)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成 28 年度 397 法人(189 法人)</p> <p>平成 29 年度 503 法人(234 法人)</p> <p>平成 30 年度 580 法人(283 法人)</p> <p>令和元年度 596 法人(291 法人)(見込み)</p> <p>令和 2 年度 596 法人(291 法人)(見込み)</p> <p>※平成 28~30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。</p>

※令和元年度、令和2年度は、「令和2年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

○将来推計

<令和3年度>

- ・総額型 3,625/事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度
- ・オープンイノベーション型 596/事業年度

<令和4年度>

- ・総額型 3,625/事業年度
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,389/事業年度
- ・オープンイノベーション型 596/事業年度

※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度、令和4年度は、令和2年度推計値と同数とした。

○業種別適用件数(実績)

業種別に適用件数をみると、総額型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。

○平成30年度総額型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,822	1,017
製造業	2,592	600
化学工業	480	78
機械製造業	357	100
電気機械	295	66
食料品	248	60
輸送用機械	225	21
金属製品	180	56
その他製造業	807	219
サービス業	450	175
卸売業	360	135
その他	420	107

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成30年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,690	5,302
製造業	3,605	3,602
化学工業	471	471

機械製造業	482	482
電気機械	450	450
食料品	342	341
輸送用機械	142	141
金属製品	414	414
その他製造業	1,304	1,303
サービス業	727	725
卸売業	855	852
その他	503	123

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	580	283
製造業	339	140
化学工業	79	25
機械製造業	38	15
電気機械	38	17
食料品	22	8
輸送用機械	29	6
金属製品	29	24
その他製造業	104	45
サービス業	96	67
卸売業	59	39
その他	86	37

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第 10 表 租税特別措置法関連項目によると、平成 30 年度の適用は 5 人(適用金額 0 百万円)となっている。それ以前の平成 28・29 年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 適用額

【国税】

○減収額実績

<総額型>

平成 28 年度 4,939 億円(48 億円)

平成 29 年度 6,102 億円(64 億円)

平成 30 年度 5,751 億円(57 億円)

令和元年度 4,325 億円(43 億円)(見込み)

令和 2 年度 3,803 億円(38 億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 28 年度 260 億円(257 億円)

平成 29 年度 297 億円(296 億円)
平成 30 年度 357 億円(357 億円)
令和元年度 309 億円(308 億円)(見込み)
令和 2 年度 165 億円(165 億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)
平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)
平成 30 年度 84 億円(3.7 億円)
令和元年度 84 億円(3.7 億円)(見込み)
令和 2 年度 78 億円(3.4 億円)(見込み)

○将来推計

<令和 3 年度>

・総額型	5,387 億円
・中小企業技術基盤強化税制	225 億円
・オープンイノベーション型	79 億円

<令和 4 年度>

・総額型	5,845 億円
・中小企業技術基盤強化税制	235 億円
・オープンイノベーション型	81 億円

※平成 28～30 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。

※令和元年度、令和 2 年度及び将来推計は、「令和 2 年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

【地方税】

○減収額実績

<中小企業技術基盤強化税制>

平成 28 年度 34 億円
平成 29 年度 38 億円
平成 30 年度 46 億円

<オープンイノベーション型>

平成 28 年度 0.21 億円
平成 29 年度 0.24 億円
平成 30 年度 0.44 億円

(出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」)

○将来推計

<令和 3 年度>

・中小企業技術基盤強化税制	16 億円
・オープンイノベーション型	0.44 億円

<令和 4 年度>

- ・中小企業技術基盤強化税制 16 億円
- ・オープンイノベーション型 0.44 億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金 1 億円以下の法人分の推計額に法人住民税率(7.0%)を乗じた数を計上した。

○業種別適用金額(実績)

業種別の適用金額では、総額型(輸送用機械)及びオープンイノベーション型(化学工業)の割合が高くなっている。

総額型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が 24.0%と非常に高いこと、また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が 19.1%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているためと考えられる。

○平成 30 年度総額型適用金額 (単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	575,132	5,746
製造業	470,361	3,625
化学工業	99,560	1,039
機械製造業	58,715	424
電気機械	60,148	309
食料品	12,914	327
輸送用機械	138,122	143
金属製品	4,727	181
その他製造業	96,175	1,202
サービス業	10,903	693
卸売業	26,357	412
その他	67,511	1,016

(出典:租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○平成 30 年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位:百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)
総計	35,736	35,676
製造業	27,183	27,176
化学工業	6,813	6,813
機械製造業	2,759	2,759
電気機械	3,443	3,443
食料品	2,206	2,201
輸送用機械	1,465	1,464
金属製品	1,884	1,884
その他製造業	8,613	8,612
サービス業	2,274	2,270
卸売業	4,329	4,300

		その他	1,950	1,930																					
		(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
		○平成 30 年度オープンイノベーション型適用金額 (単位: 百万円)																							
		業種名	適用金額	(うち資本金 1 億円以下の法人)																					
		総計	8,403	370																					
		製造業	6,537	235																					
		化学工業	3,601	156																					
		機械製造業	832	20																					
		電気機械	430	17																					
		食料品	67	9																					
		輸送用機械	963	2																					
		金属製品	21	8																					
		その他製造業	623	23																					
		サービス業	333	50																					
		卸売業	213	28																					
		その他	1,320	57																					
		(出典: 租税特別措置の適用実態調査(財務省))																							
		<p>※なお、総務省「科学技術研究調査」令和元年調査結果(平成 30 年度実績)によれば、民間研究開発投資額(143.3 兆円)のうち、製造業の割合は 86.5%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(21.5%)」、「医薬品製造業(9.9%)」、「電気機械器具製造業(8.9%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は 13.5%となっている。</p>																							
	③ 減収額	適用額に同じ。																							
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>回復基調にあった我が国の研究開発費の対GDP比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2017年度に上昇傾向に転じたが、まだ 2014 年度を下回る比率にまで落ち込んでいる。</p> <p>よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <p>対 GDP 研究開発投資比率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> <td>2.60%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: 科学技術研究調査(総務省)、国民経済計算(内閣府))</p>				2013	2014	2015	2016	2017	2018	研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%	民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%
	2013	2014	2015	2016	2017	2018																			
研究開発投資総額	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	3.56%																			
民間企業研究開発投資額	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%	2.60%																			

			<p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対GDP比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al.(2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が 3.0~3.4%増加した。</p> <p>○総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで)) ○中小企業者等について、試験研究費が 8%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで)) ○オープンイノベーション型の見直し(手続合理化等)</p> <p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある。こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、一時的に控除上限を引上げる等をして、投資を下支えすることは妥当である。</p> <p>○クラウドサービスや製品開発のために用いられるツール等、自社利用ソフトウェアに係る試験研究費について、発生時損金処理と研究開発税制の税額控除対象試験研究費への算入 ○自社を実験場とした研究開発行為に係る規定の明確化(国税庁 Q&A における「事務能率・経営組織の改善に係る費用」の明確化) 「Society 5.0」を実現するためには、個別産業でのデータ・AI の活用・実装が重要。ウィズ/アフターコロナの流れは、日本企業にとって、ピンチでありチャンス。大胆に研究開発投資を行い、リアルデータ・AI を活用してビジネスモデルを転換する等、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が不可欠。この対応が遅れると、日本経済の成長エンジンそのものが失われてしまう。そのため、現状、制度の対象外となっている、クラウド環境で提供するソフトウェアに係るアルゴリズム構築等の研究開発行為を税制の対象に追加し、投資を促進することは妥当である。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>

		<p>企業は、通常、研究開発等の企業行動により期待される税額控除の大きさを期待収益として取り込んだ上で、投資の可否を判断し、計画を策定する。税制が企業行動へのインセンティブ効果を持つためには予見可能性が必要であるが、新型コロナウイルスの感染拡大による経済低迷により、控除限度超過額が極端に多くなる状況では、研究開発インセンティブが相当程度低下し、税制が所期の政策効果を発揮することが困難になるおそれがある。もちろん、平年度においても一定程度の超過額が発生するものであるが、今回のような超過額の急増は、企業の経営判断の責任のみに帰することができず、企業の投資意欲に与える影響は看過できないものがある</p> <p>こうした状況に鑑み、収益が悪化する時期の控除可能額の急激な落ち込みを緩和するため、控除上限の引上を時限的に措置することは妥当であると考えられる。</p> <p>なお、諸外国では、研究開発に対する税制優遇措置について控除上限を設定していない国も多い。さらに、諸外国では近年、法人税率を下げつつ、研究開発に対する税制優遇措置を維持・拡充する傾向にある。</p> <p>また、現状の税制では、市場販売ソフトウェアに係る研究開発であれば税制の対象となるが、自社利用ソフトウェアに係る研究開発は税制の支援対象外であり、税制の中立性が損なわれていることから、本要望を通じて税制中立・公平な支援の実現を目指すことは妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー(Appelt, S. et al. (2016))においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることが定められている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 30 年 8 月</p> <p>※平成 30 年 8 月の事前評価書作成時は、国税を「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充」、地方税を「中小</p>

	<p>企業者等の試験研究費にかかる特例措置の拡充及び延長」として、それぞれ分けて評価書を作成していたが、本年度より評価書を一本化。</p>
--	---

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例の延長
2	対象税目	(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動連動)) (国税6)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を令和6年3月31日まで3年間延長する。
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121)
5	担当部局	総務省 国際戦略局 技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和2年9月 分析対象期間: 平成28年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(5年間) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成30年度 適用期限延長(3年間)
8	適用又は延長期間	3年間(令和3年4月1日～令和6年3月31日)

9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、新型コロナウイルス感染症の拡大によるイノベーション・エコシステムへの広範な影響から大学や民間企業の研究開発の停止や遅れが生じる懸念とともに、感染拡大の影響により、社会制度や生活習慣が急速に変化する中、新たに生じる社会課題を、イノベーションとその実装を通じて迅速に解決していくことが重要である旨指摘している。また、上述の状況の下、我が国のイノベーション・エコシステムの維持のためにスピード感をもって対策を講ずるとともに、感染拡大がもたらす社会変革を前進するためのエネルギーに変え、産・学・官の力を総動員して「新たな日常」の下での成長を実現することを述べており、その具体的方策のひとつとして、技術研究組合(CIP)を活用した外部連携の促進を掲げている。</p> <p>技術研究組合は、複数の企業、大学、研究機関等による共同研究を目的とする法人である。技術研究組合は、法人格を持つ安定的な試験研究環境であることから、中長期の視点での研究計画等に合意できるため、効率的で高度な共同研究を実施でき、また、比較的短期間で組成できるという意義、メリットがある。</p> <p>また、技術研究組合は、試験研究の実施等を事業とする組織であり、事業に必要となる費用を賦課金として組合員が負担しているが、早期かつ単年度で、研究開発設備への多額の投資等を行うケースが多い。技術研究組合制度の活用促進に向けて、技術研究組合の事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を支援するとともに、他の法人形態との税制上のイコールフットイングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発ができる環境を整備する必要がある。</p>
			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>■成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)</p> <p>4. オープン・イノベーションの推進</p> <p>(2)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築</p> <p>①産学官を通じたオープン・イノベーションの推進</p> <p>イ)産学官融合によるイノベーション・エコシステムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術研究組合(CIP)の活用による外部連携の促進のため、設立・運営等に係るガイドラインの改訂により、設立の申請様式の簡素化や、認可の審査手続・業務運営内容の明確化を行うとともに、2020年度中に、法制的な対応を含め、更なる制度の見直しを行う。

		<p>■統合イノベーション戦略 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) 第Ⅲ部 各論 第 2 章 知の創造 (1)価値創造の源泉となる研究力の強化(若手研究者の挑戦支援、人文・社会科学の更なる振興等) ②目標達成に向けた施策・対応策 <ボーダレスな挑戦(国際化、大型産学連携)> 《オープンイノベーションの推進》 ○CIP(技術研究組合)の活用促進により外部連携の活性化を図るため、2020 年 4 月に改訂された、「CIP(技術研究組合)の設立・運営等ガイドライン」により、CIP の設立手続き・運営に係る事項の明確化を実施する。2021 年度までに、法制的な対応を含め、更なる手続の簡素化・明確化を行い、設立認可から事業会社化までを迅速化する。</p> <p>第 3 章 知の社会実装 (3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進 ○目標 <研究開発投資の促進> ・政府研究開発投資目標(対 GDP 比 1%(第 5 期科学技術基本計画(以下「第 5 期基本計画」という。)期間中の GDP の名目成長率を第 5 期基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」(2015 年 7 月 22 日経済財政諮問会議提出)の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約 26 兆円となる。))及び官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和3年度概算要求における政策体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 29 年9月策定)】 V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させ、技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大し、もって官民研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とする政府目標に寄与すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 政府は、統合イノベーション戦略 2020(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「先進技術を含めた新たな技術の積極的活用、イノベーションの創出を促す制度整備、その阻害要因となっている規制の改革等、政府事業・制度等におけるイノベーション化が恒常的に行われる仕組み」の構築を目指すべき将来像とし、官民開発投資目標を対 GDP 比 4%以上の達成目標を掲げている。 また、同戦略では、国境や産学官といった垣根を越えた、幅広い知識、視点、発想等による継続的なイノベーションの創出に向け、産学官の人材流動を促進し、多様で優れた人材が我が国に集い、本格的な共同研究を多数実現することを目標としている。 技術研究組合は、成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むための法人である。 以上を踏まえ、官民開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成及びその維持に向け、技術研究組合を活用した共同研究開発の拡大を目指す。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>前回要望時には、14件(平成29年度見込み値)の適用を想定し、平成29年度の実績は10件であったが、平成30年度実績は15件、令和元年度実績は13件となっていることから、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学、材料、電気、医薬品等、幅広い業種で適用されており、適用者が特定の者に偏っているということはない。</p> <p>➤ 平成28～令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28～30年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和元年度、令和2年度(見込み)は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 ・令和3～5年度(見込み)は、各年度とも直近3年間の適用件数平均に基づき算出。 	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用件数 (組合数)	15	10	15	13	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	14	14	14	14								
		年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																									
		適用件数 (組合数)	15	10	15	13																									
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用件数 (組合数)	14	14	14	14																											
② 適用額	<p>➤ 平成28～令和元年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>595</td> <td>1,587</td> <td>2,472</td> <td>6,606</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 令和2～5年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2年度 (見込み)</th> <th>令和 3年度 (見込み)</th> <th>令和 4年度 (見込み)</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>2,453</td> <td>4,986</td> <td>5,823</td> <td>4,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28～30年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・令和元年度、令和2年度(見込み)は、令和2年4月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。 ・令和3～5年度(見込み)は、各年度とも直近3年間の適用額の平均に基づき算出。 	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606	年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)	適用額 (百万円)	2,453	4,986	5,823	4,432										
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
適用額 (百万円)	595	1,587	2,472	6,606																											
年度 区分	令和 2年度 (見込み)	令和 3年度 (見込み)	令和 4年度 (見込み)	令和 5年度 (見込み)																											
適用額 (百万円)	2,453	4,986	5,823	4,432																											
③ 減収額	<p>➤ 平成28～令和元年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 28年度</th> <th>平成 29年度</th> <th>平成 30年度</th> <th>令和 元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>86</td> <td>354</td> <td>108</td> <td>899</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>18</td> <td>48</td> <td>74</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>37</td> <td>98</td> <td>153</td> <td>259</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>16</td> <td>42</td> <td>66</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>157</td> <td>542</td> <td>401</td> <td>1,333</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	法人税	86	354	108	899	法人住民税	18	48	74	63	法人事業税	37	98	153	259	地方法人特別税	16	42	66	112	合計	157	542	401	1,333
年度 区分	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度																											
法人税	86	354	108	899																											
法人住民税	18	48	74	63																											
法人事業税	37	98	153	259																											
地方法人特別税	16	42	66	112																											
合計	157	542	401	1,333																											

➤ 令和 2～5 年度(将来) (百万円)

年度 区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
法人税	334	675	788	601
法人住民税	23	47	55	42
法人事業税	101	195	228	173
地方法人特別税	37	84	98	75
合計	495	1,002	1,170	891

※四捨五入の関係から合計数が一致しない。

※算出方法等

平成 28～30 年度

- ・法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。
- ・法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。
- ・法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」の合計。
- ・地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」より記載。

令和元～5 年度

- ・法人税:適用額×税率(23.2%)×係数(58.6%)
- ・法人住民税:法人税×税率(7.0%)
- ・法人事業税:適用額×税率(6.7%)×係数(58.6%)
- ・地方法人特別税:法人事業税(所得割)×税率(43.2%)

※係数:平成 28～30 年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。
(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

➤ 平成 28～令和元年度(過去)

事業費は、平成 30 年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
事業費(百万円)	40,517	43,449	46,392	53,485
組合数	60	56	57	60
対前年度伸び率	-	7.2%	6.8%	15.3%

➤ 令和 2～5 年度(将来)

事業費は、令和 2 年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、以降は、各年度とも、前年度比で上昇する見込み。

区分	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (見込み)	令和 4 年度 (見込み)	令和 5 年度 (見込み)
事業費(百万円)	44,342	47,953	51,867	56,096
組合数	59	61	63	65
対前年度伸び率	-17.1%	8.2%	8.2%	8.2%

※事業費、組合数の算出方法

- ・平成 28～令和元年度は令和 2 年 4 月までに設立された全組合について経産省調査(令和 2 年 4 月～6 月実施)を基に算出。
- ・平成 28 年度の対前年度伸び率は、27 年度以前の経産省所管組合

		<p>以外の事業費データがないため、算出不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度(見込み)は、令和2年4月までに設立された全組合の事業費、組合数(経産省調査)及び令和2年度設立者(予定者)からのヒアリングに基づき作成。 ・令和3～5年度(見込み)は、平成21年度から平成31年度の事業費の対前年度伸び率の平均(+8.2%)及び組合の増減数の平均(+2)を算出し、推計。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和2年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の1/3を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった13組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は6組合であった。すなわち、本税制があったことにより、技術研究組合を設立し、又は、技術研究組合による試験研究が円滑に実施出来たという組合が存在することから、本税制は、「研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であった。</p> <p>上記「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」にも記載されている通り、事業費は、平成30年度及び令和元年度に前年度比で増加した(それぞれ、6.8%、15.3%増)。令和2年度は前年度比で減少(-17.1%)となる見込みであるが、前回要望時(平成29年度)と比すると増加しており、今後も増加傾向で推移する見込み。</p> <p>技術研究組合は、企業同士の協調や大学等との連携により、効率的、効果的に試験研究の成果を得ることが期待できる組織形態である。技術研究組合による共同研究を通じて事業化の見極めをするケースや、中長期で技術力の向上に取り組むケース等で活用されており、これらの試験研究における事業費の拠出が研究開発投資の増加に寄与している。</p>
	<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>昨年来、未来投資会議等において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がなされており、本指摘を踏まえ技術研究組合の新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ。</p> <p>令和2年度に経産省が行ったアンケートによれば、圧縮記帳税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数(23)は、アンケート対象組合数(61)の1/3を超えている。影響が生じると回答した組合のうち、令和元年度に適用実績があった13組合にアンケートを行ったところ、「本税制がなければ設立しなかった」、又は、「設立にあたって本税制が重要な要素であった」と答えた組合は6組合であった。</p> <p>上記より、圧縮記帳税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少すること、また、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫することにより、技術研究組合の事業費が減少することから、技術研究組合の事業費の増加に対する当該税制の有効性は依然として高い。</p> <p>また、本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果は、本税制による減収額の約4.12倍※となる。</p> <p>※令和2年度経産省調査における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われて 10 年が経過したが、昨年来、未来投資会議や産業構造審議会において、オープン・イノベーションのための研究開発の外部連携の推進や、それに向けた技術研究組合など外部連携組織の利用拡大が必要である旨の指摘がされている。本指摘を踏まえ新規設立時の手続簡素化やロゴマークの策定を行った上で、制度の広報にも取り組んでいるところ、今後、技術研究組合制度の更なる利活用が期待される。技術研究組合の試験研究の対象範囲は産業活動において利用される技術全般であり、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、中立・公平な支援措置として本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>また、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳税制が認められており、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。更に、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳税制がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、技術研究組合に圧縮記帳税制があることにより、課税関係が発生しない状況であり、技術研究組合に本税制措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。また、政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
12	有識者の見解	-	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月(H29 総務 03)	

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税7) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税5)
		② 上記以外の税目 (事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除(法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの:8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの:15% <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除(法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>《要望の内容》 延長要望 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>

		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第31条、第32条</p> <p>租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、 第68条の63</p> <p>租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、 第39条の90</p> <p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 第22条の26、第22条の60の2</p> <p>地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和2年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度～令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・ 拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を 追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデ ータセンターを追加 等 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間（令和3年度）
9	<p>必要性 等</p> <p>① 政策目的及び その根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近 接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産 業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野であ る。</p> <p>そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増 大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用 してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の</p>

		<p>事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>（情報通信産業振興計画の作成等）</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあつては、その区域</p> <p>3～8項 （略）</p>
--	--	--

		<p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後とも戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】V.情報通信(ICT 政策)</p> <p>【施策】2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。 (平成31年1月現在の実績：470社) ・ 立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 (平成31年1月現在の実績：29,403人) ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。(平成30年度の実績：1,124万円) <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した企業数 37社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																														
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="614 1310 1364 1500"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1件、投資税額控除18件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	1	0	1	1	2	投資税額控除	15	21	17	16	13	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1																												
所得控除	1	0	1	1	2																												
投資税額控除	15	21	17	16	13																												
法人住民税	—	—	—	—	—																												
事業税	—	—	—	—	—																												

3. 所得控除の適用実績が僅少な理由

対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件（専ら対象事業を営むこと等の要件）を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。

今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。

<参考：認定企業数>

	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	新規	累計								
認定法人数	1	1	1	2	0	2	1	3	1	4

4. 制度の周知活動実績（令和元年度）

本制度の利活用促進を図るため、県内企業、県内経済団体、銀行、税理士、商工会・商工会議所等の企業支援機関や行政機関を対象とした「沖縄振興税制活用セミナー」を2回開催した（R1.10月）。

また、企業誘致の取組として、国内では東京及び大阪絵での企業誘致セミナーの開催に加え、クラウドコンピューティング EXPO に出展した。

国外では、InnoVEX2019(台湾)に県内企業とともにブース出展するなど、効果的なプロモーションを展開した。

このほか、「投資環境視察ツアー」や企業戸別訪問などにより本制度の周知を図った。

さらに沖縄県産業振興公社においても、公社全体の事業説明会や経済団体が主催する各種説明会において本制度の周知を図るとともに、商工会・商工会議所、金融機関等を訪問し、事業説明とリーフレットを配布した。

相談件数においては、情報特区・振興地域制度に関する問合せを26件、制度全般に関する問合せを153件受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。

<参考①：令和元年度県外企業向けセミナーの実績>

	参加人数
企業誘致セミナー	333人
投資環境視察ツアー	14人
沖縄振興税制セミナー	128人

<参考②：「ワンストップ相談窓口」における相談件数>

相談内容	件数
制度全般に関すること	153件
情報特区・振興地域制度	26件
その他（他制度に関することを含む）	308件
合計	487件

<参考③：個別企業訪問実績>

令和元年度：64社

② 適用額

1. 過去5年間の適用額

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
所得控除	1	0	1	9	20
投資税額控除	860	709	538	544	532
法人住民税	118	91	69	70	—
事業税	0	0	0	0	—

※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「—」と記載。

2. 今後の適用額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1百万円、投資税額控除720百万円の適用を見込む。

(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
所得控除	0	0	0	2	5
投資税額控除	860	709	538	544	532
法人住民税	118	91	69	70	38
事業税	0	0	0	0	0
合計	978	800	607	616	575

※平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。

※令和元年度の事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。

2. 今後の減収見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円、法人住民税50百万、事業税0百万の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

		<p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額。) (事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額。)</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 31 年 1 月時点で 470 社、29,403 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加しているところ（参考①）。</p> <p>また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 30 年度の 1,124 万円となっており、徐々にではあるが増加している。</p> <p>これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている（参考②）。</p> <p>一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている（参考③）。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な IT（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p> <p><企業アンケート></p> <p>税制に関する企業アンケート（H29.12 時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が 56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が 40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が 34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒して投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が 43%と、優遇税制が企業誘致や設備投資のインセンティブとして働いていることが示されている。</p> <p><企業ヒアリング></p> <p>令和 2 年 6 月の企業ヒアリングにおいて、平成 30 年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1 名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。</p> <p><参考①：情報通信業の名目県内総生産></p>

(単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
情報通信業の名	182,934	192,109	195,318	198,686	208,184	214,978
目県内総生産						

※平成28年度県民経済計算（沖縄県企画部）

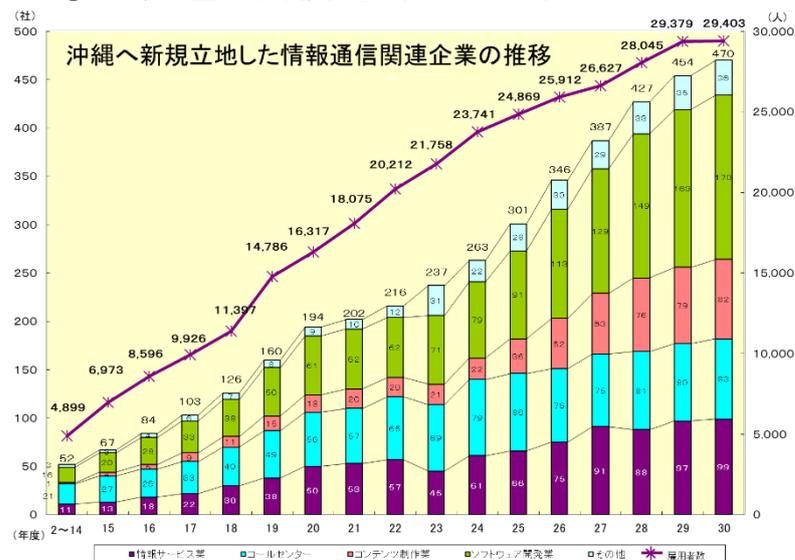
<参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）>
(単位：百万円)

順位		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年
1	東京	2,147	東京	2,260	東京	2,263	東京	3,300	東京	2,282	石川	2,586
2	愛知	1,962	千葉	2,207	千葉	2,098	神奈川	2,469	神奈川	2,258	東京	2,407
...
28	長崎	1,182	沖縄	1,263	福井	1,267	茨城	1,424	沖縄	1,319	山形	1,394
29	栃木	1,178	鳥取	1,259	徳島	1,261	福井	1,388	岩手	1,317	三重	1,378
30	山口	1,130	静岡	1,240	島根	1,260	沖縄	1,379	山口	1,317	岡山	1,350
...
36	熊本	1,044	山梨	1,137	沖縄	1,213	岡山	1,231	大分	1,256	山口	1,224
...
41	宮崎	907	茨城	976	岡山	1,056	高知	1,105	福島	1,094	沖縄	1,124
...
44	沖縄	844	山形	906	奈良	885	山形	1,041	茨城	1,054	島根	1,046
...
平均値	-	1,265	-	1,355	-	1,400	-	1,574	-	1,456	-	1,528
指数	-	66.7%	-	93.2%	-	86.7%	-	87.6%	-	90.6%	-	73.6%

※平成25～27年、平成29年～30年は特定サービス産業実態調査（経済産業省）、
平成28年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を100とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人
当たりの年間売上高の割合

<参考③：沖縄へ立地した情報通信関連企業の推移>



※沖縄県調査

2. 所期の目標の達成状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470
雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403
ソフトウェア業一人あたりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124
立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5
雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1
ソフトウェア業一人あたりの年間売上高の増加率(%)	-	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査

※ソフトウェア業一人あたりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37
活用企業数(実績)	21	18	17	-	-	-
活用企業数(見込み)	-	-	-	19	19	20

雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。

※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

（平成 28 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
- ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $1,879 \text{ 人} + 10 \text{ 社} \times 171 \text{ 人} = 3,589 \text{ 人}$

（平成 29 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社
- ・平成 29 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $1,877 \text{ 人} + 5 \text{ 社} \times 144 \text{ 人} = 2,597 \text{ 人}$

（平成 30 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社
- ・平成 30 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $3,866 \text{ 人} + 6 \text{ 社} \times 351 \text{ 人} = 5,972 \text{ 人}$

（令和元年から令和 3 年度）

・一社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。

2. 制度が延長できない場合の影響

本制度は企業誘致のインセンティブとして有効であり、順調な企業立地の実績にも示されている。このため企業誘致や設備投資等にマイナスの影響が出ることが予想される。

また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」*の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定））に加え、地方創生の観点からも Society5.0 の実現に向けた技術の活用について推進することが示されているところである（R1.6.21 閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」）。

このため、県内他産業においても AI や IoT などの技術（参考）を活用した生産性の向上が求められ始めており、県としてもこれらの技術の各産業での活用に向け支援に取り組んでいるところで

はあるが、そのためには引き続き情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。

<企業アンケート>

税制に関する企業アンケート（H29.12時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が43%となっており、本制度が延長されない場合、沖縄への移転・進出や積極的な設備投資に重大な影響を与えることが想定される。

<企業ヒアリング>

令和2年6月の企業ヒアリングにおいて、平成30年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。

(参考)

<県内産業における事例>

・船上入札（IT×水産）

船上において電子端末を活用した入札システムにより、効率的な販売へつなげる。モズク養殖においてシステム導入を予定

・マンゴー栽培（IT×農業）

温度や湿度、日照時間等を計測するIoTセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上

・海ブドウ養殖（IT×水産）

水温やPH、酸素量等を測定するIoTセンサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上

・ゴミ回収の効率化（IT×環境）

ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化

		⑤ 税込減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、平成30年度に本制度を活用した17企業においては、約6,000人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約743.1億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による546百万円（平成30年度の減収額）の税込減を是認する効果があったものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：5,972人 ・沖縄県情報通信業の労働生産性：12,442,584円 <p>→ 県内総生産の押し上げ効果：743.1億円</p> <p>※労働生産性は、県内情報通信業就業者一人当たりの生産額（情報通信業にかかる名目県内総生産/県内情報通信業就業者数）</p> <p>（「平成29年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後3年間の経済効果 <p>R1：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R2：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R3：7,020人×12,442,584円＝873.5億円 2,533.1億円</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月（H30総務04）

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
	件数	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
H26 年度	1	0	0	0	13	693	693
H27 年度	2	1	1	0	15	860	860
H28 年度	2	0	0	0	21	709	709
H29 年度	3	1	1	0	17	538	538
H30 年度	4	1	9	2	16	544	546
合計		3	11	2	82	3,344	3,346
5年平均		1	2	0	16	668	668
1件あたりの 適用額		3			40		
H31 年度	4	2	20	5	13	532	532

※平成 30 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 31 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
 ※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・31 年度は 23.2%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	平均
適用件数	13	15	21	17	16	16
増加件数	2	2	6	-4	-1	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-19.0%	-5.80%	9.76%

※平成 30 年度までの租税特別措置の適用実態調査結果を基に算出する。

3. 平成 31 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①:事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、5年間で 4 件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため平成 31 年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.5件(3件/6年間))程度の増加見込みとする。

仮定②:企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年には所得控除適用の可能性が

高いとして適用する。

仮定③: 所得控除を活用していた1社が平成 31 年度に認定取消になったことから、令和2、3年度についてはこれまでの実績と活用見込のある企業への調査により、所得控除 1 件、適用額は 1 百万円とする。

(投資税額控除について)

仮定④: 適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去5年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり 9.8%の割合で増加するとして算出する。

(単位: 件)

	H31 年度	R2 年度	R3 年度
現行の枠組みでの適用件数見込み	17	18	19

仮定⑤: 適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 40 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位: 件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (⑤ + ⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (② × 1)	④ 減収額 (③ × 税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
H31 年度	3	2	9	2	17	680	682
R2 年度	3	1	1	0	18	720	720
R3 年度	4	1	1	0	19	760	760
合計		4	11	2	54	2,160	2,162
平年度見込		1	1	0	18	720	720

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除: ⑤ × 40 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税 8・地方税 7(自動連動)) (法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8</p> <p>法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2、第68条の11 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条、第39条の41 租税特別措置法施行規則第20条の3</p>
5	担当部局		総務省情報流通行政局情報流通振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トン以上→3.5トン以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長)上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充</p> <p>平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長)</p>

			令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長)														
8	適用又は延長期間		令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)														
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第26条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和3年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成29年9月策定)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 860%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 340%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>67,035</td> <td>54,634</td> <td>59,551</td> <td>50,678</td> <td>50,779</td> <td>50,881</td> </tr> </tbody> </table>		平成29	30	令和1	2	3	4	適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881
	平成29	30	令和1	2	3	4											
適用件数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881											

		(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成30年度)より推計。																												
	② 適用額	(単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>4,424</td> <td>2,594</td> <td>2,827</td> <td>2,406</td> <td>2,411</td> <td>2,416</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成30年度)より推計。		平成29	30	令和1	2	3	4	適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416														
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416																								
	③ 減収額	(単位: 億円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29</th> <th>30</th> <th>令和1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>883</td> <td>573</td> <td>625</td> <td>532</td> <td>533</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>114</td> <td>74</td> <td>81</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>63</td> <td>37</td> <td>40</td> <td>34</td> <td>34</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> (出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書 (平成30年度)より推計。		平成29	30	令和1	2	3	4	法人税	883	573	625	532	533	534	法人住民税	114	74	81	37	37	37	法人事業税	63	37	40	34	34	34
	平成29	30	令和1	2	3	4																								
法人税	883	573	625	532	533	534																								
法人住民税	114	74	81	37	37	37																								
法人事業税	63	37	40	34	34	34																								
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p>(%) 設備投資対キャッシュフロー率の推移</p> <p>資料: 財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。</p> <p>(%) 設備投資実施割合の推移</p> <p>資料: 日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」</p>																												

		<p>(DI、ポイント)</p> <h3 style="text-align: center;">生産・営業用設備DIの推移</h3> <p>資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」 (注) 中小企業とは資本金2000万円以上1億円未満の企業をいう。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	<p>⑤ 租税減を是認する理由等</p>	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明</p>

			明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置(中小企業投資促進税制と同様、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ))となっている。</p> <p>また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月

中小企業投資促進税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収額見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 28 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度	16.5%				
平成 28 年度	16.5%	（前年比	0.0%		
平成 29 年度	17.2%	（前年比	4.2%		
平成 30 年度	16.6%	（前年比	-3.5%	平均	0.2%
令和元年度	18.1%	（前年比	9.0%		
令和 2 年度	15.4%	（前年比	-14.9%		

※令和 2 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和元年度、令和 2 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に（１）のそれぞれの年度の全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度 9.0%、令和 2 年度-14.9%）を掛け、令和 3 年度以降については、（１）で算出した伸び率（0.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 30 年度（実績）	54,634 件	573 億円	（うち特別償却：387 億円）
令和元年度	59,551 件	625 億円	（422 億円）
令和 2 年度	50,678 件	532 億円	（359 億円）
令和 3 年度	50,779 件	533 億円	（360 億円）
令和 4 年度	50,881 件	534 億円	（361 億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	114	74	81	37	37	37
法人事業税 （特別法人事業税を含む）	63	37	40	34	34	34

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額 \times 0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)(R2 以降) 国税減収見込額 \times 0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	114 億円	(883 億円 \times 0.129)
平成 30 年度 (実績)	74 億円	(573 億円 \times 0.129)
令和元年度	81 億円	(625 億円 \times 0.129)
令和 2 年度	37 億円	(532 億円 \times 0.07)
令和 3 年度	37 億円	(533 億円 \times 0.07)
令和 4 年度	37 億円	(534 億円 \times 0.07)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による国税減収見込額 \times 0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)(R2 以降) 特別償却による国税減収見込額 \times 0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	44 億円	(653 億円 \times 0.067)
平成 30 年度 (実績)	26 億円	(387 億円 \times 0.067)
令和元年度	28 億円	(422 億円 \times 0.067)
令和 2 年度	25 億円	(359 億円 \times 0.07)
令和 3 年度	25 億円	(360 億円 \times 0.07)
令和 4 年度	25 億円	(361 億円 \times 0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込み額 \times 0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込み (C)(R2 以降) 法人事業税の減収見込み額 \times 0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込み (C)

平成 29 年度 (実績)	19 億円	(44 億円 \times 0.432)
平成 30 年度 (実績)	11 億円	(26 億円 \times 0.432)
令和元年度	12 億円	(28 億円 \times 0.432)
令和 2 年度	9 億円	(25 億円 \times 0.37)
令和 3 年度	9 億円	(25 億円 \times 0.37)
令和 4 年度	9 億円	(25 億円 \times 0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税9・地方税8(自動連動)) (法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】	
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)が選択適用できる。	
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。	
		《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の3 租税特別措置法施行令第5条の6の3 租税特別措置法施行規則第5条の11 法人税 租税特別措置法第42条の12の4、第52条の2、第68条の15の5 租税特別措置法施行令第27条の12の4、第30条、第39条の46 租税特別措置法施行規則第20条の9、第22条の31	
5	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和2年9月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設 (平成29年3月末までの適用期間の延長) 平成29年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設 (適用期間は平成31年3月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長 (適用期間は令和3年3月末まで) 令和2年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加	
8	適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和3年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(平成 29 年9月策定)】</p> <p>V. 情報通信(ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>																												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業の設備投資を新型コロナウイルス発生前の3年間(2017～2019年)の平均水準まで、安定的に回復させる。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>																												
10	有効性等	① 適用数	<p>(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14,143</td> <td>26,469</td> <td>28,851</td> <td>24,552</td> <td>24,601</td> <td>24,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
適用件数	14,143	26,469	28,851	24,552	24,601	24,650																									
		② 適用額	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,457</td> <td>6,224</td> <td>6,784</td> <td>5,773</td> <td>5,785</td> <td>5,797</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797														
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
適用額	3,457	6,224	6,784	5,773	5,785	5,797																									
		③ 減収額	<p>(単位：億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>619</td> <td>1,063</td> <td>1,159</td> <td>986</td> <td>988</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>80</td> <td>137</td> <td>150</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>53</td> <td>89</td> <td>96</td> <td>82</td> <td>82</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	619	1,063	1,159	986	988	990	法人住民税	80	137	150	69	69	69	法人事業税	53	89	96	82	82	82
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																									
法人税	619	1,063	1,159	986	988	990																									
法人住民税	80	137	150	69	69	69																									
法人事業税	53	89	96	82	82	82																									

		<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。</p> <p style="text-align: center;">【設備投資額の推移】</p> <p>単位：億円</p> <p style="text-align: center;">(出所)「法人企業統計」(財務省)</p>
		<p>⑤ 税収減を是認する理由等</p>	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受ける必要があり、当該計画の認定を受けるためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場</p>

		<p>合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり(令和2年度中小企業庁アンケートより)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制と商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業等の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるとされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月

中小企業経営強化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 28 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度	16.5%				
平成 28 年度	16.5%	（前年比	0.0%		
平成 29 年度	17.2%	（前年比	4.2%		
平成 30 年度	16.6%	（前年比	-3.5%	平均	0.2%
令和元年度	18.1%	（前年比	9.0%		
令和 2 年度	15.4%	（前年比	-14.9%		

※令和 2 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和元年度、令和 2 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に（１）のそれぞれの年度の全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度 9.0%、令和 2 年度-14.9%）を掛け、令和 3 年度以降については、（１）で算出した伸び率（0.2%）を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 30 年度（実績）	26,469 件	1,063 億円	（うち即時償却：922 億円）
令和元年度	28,851 件	1,159 億円	（1,005 億円）
令和 2 年度	24,552 件	986 億円	（855 億円）
令和 3 年度	24,601 件	988 億円	（857 億円）
令和 4 年度	24,650 件	990 億円	（859 億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	80	137	150	69	69	69
法人事業税 （特別法人事業税を含む）	53	89	96	82	82	82

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額×0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額×0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	80 億円	(619 億円×0.129)
平成 30 年度 (実績)	137 億円	(1,063 億円×0.129)
令和元年度	150 億円	(1,159 億円×0.129)
令和 2 年度	69 億円	(986 億円×0.07)
令和 3 年度	69 億円	(988 億円×0.07)
令和 4 年度	69 億円	(990 億円×0.07)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による国税減収見込額×0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による国税減収見込額×0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	37 億円	(550 億円×0.067)
平成 30 年度 (実績)	62 億円	(922 億円×0.067)
令和元年度	67 億円	(1,005 億円×0.067)
令和 2 年度	60 億円	(855 億円×0.07)
令和 3 年度	60 億円	(857 億円×0.07)
令和 4 年度	60 億円	(859 億円×0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込み額×0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込み (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込み額×0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込み (C)

平成 29 年度 (実績)	16 億円	(37 億円×0.432)
平成 30 年度 (実績)	27 億円	(62 億円×0.432)
令和元年度	29 億円	(67 億円×0.432)
令和 2 年度	22 億円	(60 億円×0.37)
令和 3 年度	22 億円	(60 億円×0.37)
令和 4 年度	22 億円	(60 億円×0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税4・地方税9(自動運動)) (法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台 60万円以上)又は器具・備品(1台 30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
			《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の5の2 租税特別措置法施行令第5条の6の2 租税特別措置法施行規則第5条の10) 法人税 租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 租税特別措置法施行令第27条の12の3、第39条の45の4 租税特別措置法施行規則第20条の8、第22条の30)
5	担当部局		総務省情報流通行政局情報流通振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和2年8月 分析対象期間:平成29年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯		平成25年度 創設 平成27年度 2年間の延長 (平成29年3月迄の適用期間の延長) 平成29年度 2年間の延長 (平成31年3月迄の適用期間の延長) 平成31年度 適用要件に所要の見直しを行った上で、2年間の延長 (平成33年3月迄の適用期間の延長)
8	適用又は延長期間		令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。)について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成 24 年 3 月 30 日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成 24 年 10 月 26 日)</p> <p>・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p>														
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和3年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(平成 29 年9月策定)】</p> <p>V. 情報通信(ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>														
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ及びこれにより懸念される経済情勢の悪化に伴う中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えらるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>														
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>5,136</td> <td>5,337</td> <td>5,166</td> <td>5,000</td> <td>4,840</td> <td>4,686</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用件数	5,136	5,337	5,166	5,000	4,840	4,686
	平成 29	30	令和 1	2	3	4										
適用件数	5,136	5,337	5,166	5,000	4,840	4,686										
	② 適用額	<p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>99</td> <td>93</td> <td>90</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	適用額	99	93	90	87	84	82
	平成 29	30	令和 1	2	3	4										
適用額	99	93	90	87	84	82										

	③ 減収額	<p style="text-align: right;">(単位：億円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>30</td> <td>29</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>4.1</td> <td>4.1</td> <td>4.0</td> <td>3.9</td> <td>3.7</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成 30 年度)より推計。</p>		平成 29	30	令和 1	2	3	4	法人税	32	32	31	30	29	28	法人住民税	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6	法人事業税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1
	平成 29	30	令和 1	2	3	4																								
法人税	32	32	31	30	29	28																								
法人住民税	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6																								
法人事業税	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1																								
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小商業・サービス業の売上高DIは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、リーマン・ショック時を下回る過去最低水準となっている。本税制は売上額を下支えしており、先行きも不安定な中で、引き続き支援が必要。</p> <p>(DI、ポイント) 業種別中小企業の売上額DIの推移</p> <p>資料：中小機構「中小企業景況調査」(年別)</p> <p>(注) 前期と比べて売上高が「増加」と回答した企業の割合から、「減少」と回答した企業の割合を引いたもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間 2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの利用実績として、「画像識別機能付き POS レジ」を導入し、レジ精算の効率化、接客サービスの向上(飲食サービス業)、「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上(介護業)等の活用実績が見られる。</p>																												
	⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本税制の要件として、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間 2%以上の売上高又は営業利益の伸びが達成できると見込まれることを予め明記した上で、アドバイス機関から、経営改善に係る指導・助言を受けることとしている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、これまでの活用実績として、飲食サービス業における「画像識別機能付き POS レジ」を導入によるレジ精算の効率化、接客サービスの向上や、介護業における「介護用浴槽」の導入による大幅な効率化に伴う生産性の向上等が見られる。</p>																												

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。</p> <p>また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としていること、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置（即時償却等）を利用できる税制となっている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化等を通じて、地域経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

商業・サービス業・農林水産業活性化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成29年から令和2年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成29年度 17.2%

平成30年度 16.6%（前年比 -3.5%）

令和元年度 18.1%（前年比 9.0%）

令和2年度 15.4%（前年比 -15.0%） 平均 -3.1%

※令和2年度は上半期までの実績をもとに算出。

(2) 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（以下、「適用実態調査」）の平成30年度中小企業経営強化税制の利用実績に（1）で算出した伸び率（0.968%）を掛け、平成30年度以降の適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成30年度（実績）	5,337件	32億円	（うち特別償却：13億円）
令和元年度	5,166件	31億円	（12.5億円）
令和2年度	5,000件	30億円	（12.1億円）
令和3年度	4,840件	29億円	（11.8億円）
令和4年度	4,686件	28億円	（11.4億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	4.1	4.1	4.0	3.9	3.7	3.6
法人事業税 （地方法人特別税を含む）	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

国税減収見込額 × 0.129（法人住民税率） = 法人住民税（A）

平成29年度（実績） 4.1億円（32億円 × 0.129）

平成30年度（実績） 4.1億円（32億円 × 0.129）

令和元年度 4.0億円（31億円 × 0.129）

令和2年度 3.9億円（30億円 × 0.129）

令和3年度 3.7億円（29億円 × 0.129）

令和4年度 3.6億円（28億円 × 0.129）

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

特別償却による国税減収見込額 × 0.067 (※1) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	0.87 億円	(13 億円 × 0.067)
平成 30 年度 (実績)	0.87 億円	(13 億円 × 0.067)
令和元年度	0.83 億円	(12.5 億円 × 0.067)
令和 2 年度	0.81 億円	(12.1 億円 × 0.067)
令和 3 年度	0.79 億円	(11.8 億円 × 0.067)
令和 4 年度	0.76 億円	(11.4 億円 × 0.067)

法人事業税の減収見込み額 × 0.432 (※2) = 地方法人特別税 (C)

平成 29 年度 (実績)	0.37 億円	(0.87 億円 × 0.432)
平成 30 年度 (実績)	0.37 億円	(0.87 億円 × 0.432)
令和元年度	0.36 億円	(0.83 億円 × 0.432)
令和 2 年度	0.35 億円	(0.81 億円 × 0.432)
令和 3 年度	0.34 億円	(0.79 億円 × 0.432)
令和 4 年度	0.33 億円	(0.76 億円 × 0.432)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税 = 地方税減収見込額

(※1) 外形外法人のみ適用される場合の法人事業税率 (地方法人特別税を含まない)

(※2) 外形外法人のみ適用される場合の地方法人特別税の税率

以上